

子ども・子育て支援事業計画

【素案】

平成27年3月

清須市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	3
1 計画策定の趣旨と背景.....	3
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計による清須市の状況.....	5
2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要.....	11
3 清須市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況・評価.....	19
4 現状・課題のまとめと今後の方向性.....	20
第3章 計画の基本理念と基本目標	22
1 計画の基本理念.....	22
2 計画の基本目標.....	23
3 施策体系.....	24
第4章 子ども・子育て支援事業計画	25
1 教育・保育提供区域の設定に関する事.....	25
2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期について.....	29
第5章 具体的な施策の展開	47
基本目標その1 穏やかな妊娠期から出産、乳幼児期の母と子の健康を守る.....	47
基本目標その2 育児のための相談事業の充実と親育ちへの取組みの実施.....	53
基本目標その3 教育・保育機能・施設の充実と子育て世代の社会参加のための支援.....	58
基本目標その4 様々な支援体制の構築と安心安全なまちづくり.....	65
第6章 計画の推進体制	71
1. 推進体制.....	71
2. 計画の周知と進行管理.....	71
資料編	72

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

わが国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取組みを進めてきました。その後、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、子ども・子育て新システム検討会議の設置を手始めに、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められています。

平成 24 年 8 月には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、幼保一体化を含む、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していく体制づくりが求められています。

そのような中、わが国の少子化は急速に進行しており、平成 25 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.43 と、平成 23 年の 1.39、平成 24 年の 1.41 と比べ、僅かに上昇傾向にあるものの、人口を維持するための出生率 2.07 には程遠い数値となっています。また、夫婦が実際に産み育てる子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として子育てに関する不安感や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

本市は、平成 21 年度に「清須市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかしながら、本市においても少子化や世帯規模の縮小、さらなる教育・保育のニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。全国的な少子高齢化の流れはとどまることが無い昨今、少しでも多くの子どもが、このまちで生まれ、健やかに育っていくことは、住民全体の願いでもあります。そのための「子育てしやすい環境づくり」が本市において喫緊の課題となっています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

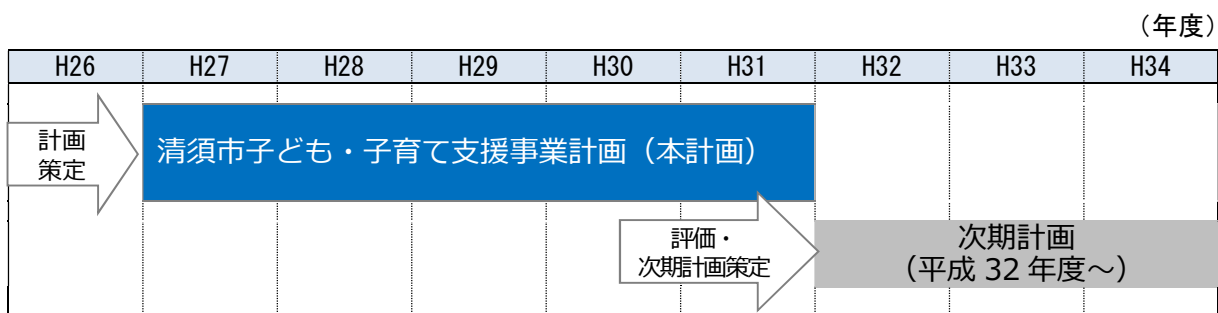
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「清須市次世代育成支援行動計画〈後期計画〉」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「清須市総合計画」や、その他関連計画が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、清須市子ども・子育て審議会を設置し、有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見をふまえて策定・検討しました。また、審議会の他に「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施、ならびに子育て世代と子育て支援者の声を直接聞くための「ワークショップ」「グループヒアリング」等を開催し、本計画を策定しています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

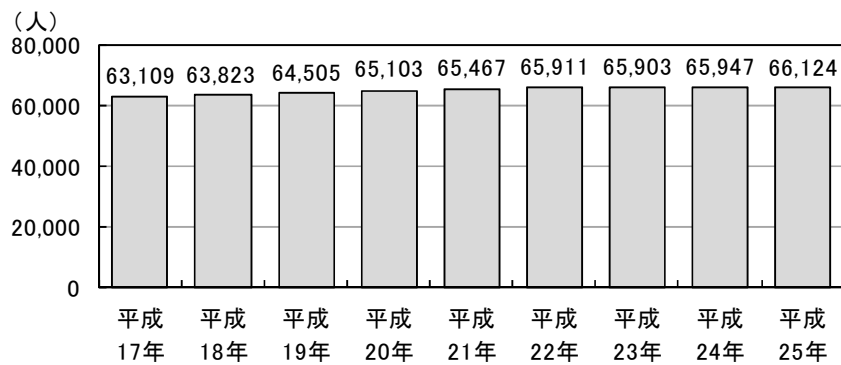
1 統計による清須市の状況

(1) 人口の推移と世帯数

平成17年から平成25年までの人口推移をみると、平成22年までは一貫して増加傾向にありましたが、それ以降は概ね横ばいの傾向で推移しています。

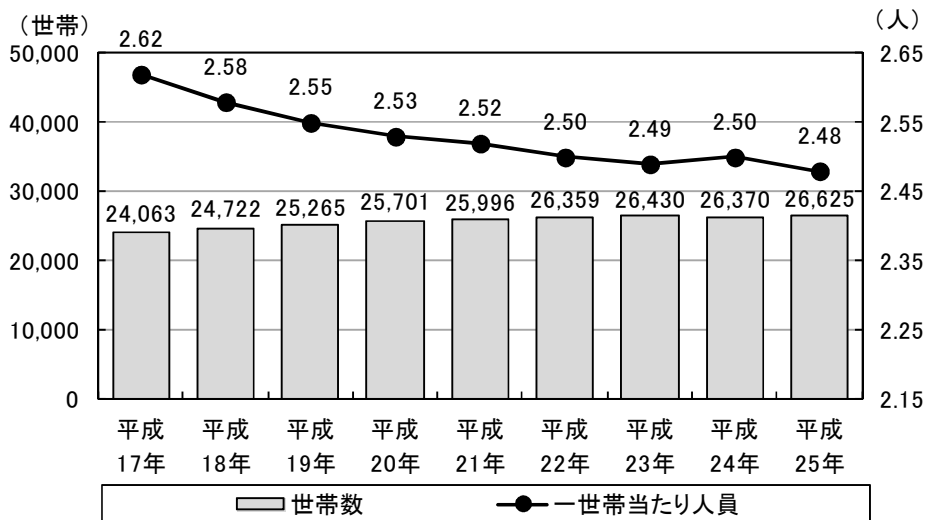
また、世帯数も同じような傾向で推移していますが、1世帯当たり人員は減少傾向となっています。全体的にみると、世帯数の増加と1世帯当たり人員の減少がみられ、世帯規模の縮小傾向が見られます。

■清須市の人口の推移



資料:清須市住民基本台帳(各年10月1日時点)
※外国人登録者を含む

■清須市の世帯数と1世帯当たりの人数



資料:清須市住民基本台帳(各年10月1日時点)
※外国人登録者を含む

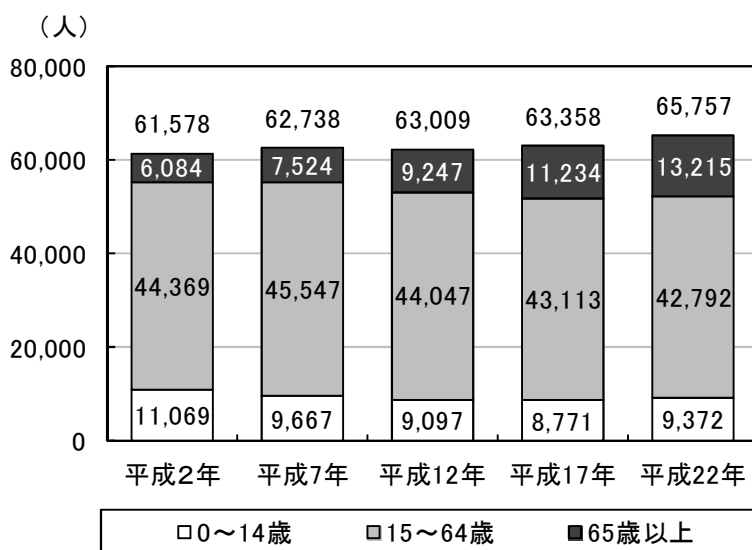
(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、0歳～14歳（年少人口）の割合は増減を繰り返しながら減少しており、15歳～64歳の生産年齢人口は減少、65歳以上の老年人口は増加しています。

特に、老年人口は年々増加しており、平成2年では、65歳以上が占める割合（高齢化率）は9.5%でしたが、平成22年においてはその割合が20%を超え、住民の5人に1人が65歳以上の高齢者になっています。

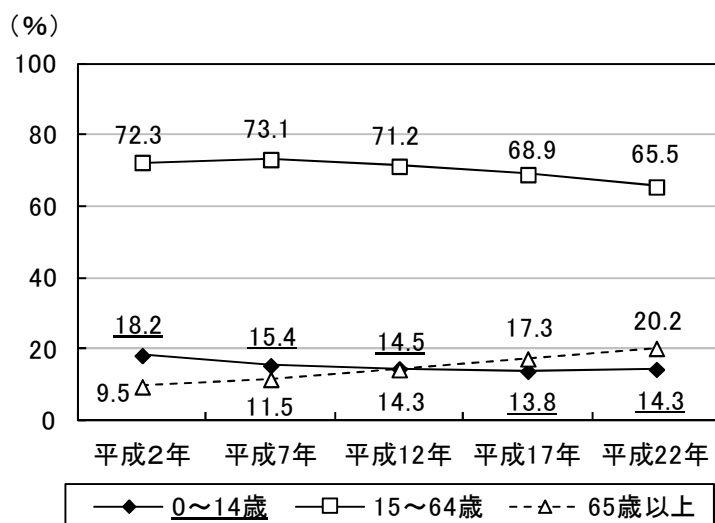
年少人口をみると、平成2年から平成17年までは減少傾向でしたが、平成22年においては、増加しています。

■年齢3区分別人口構成



※年齢不詳者がいるため、各年齢区分の合計と総数は一致しない
資料：国勢調査

■年齢3区分別人口構成比



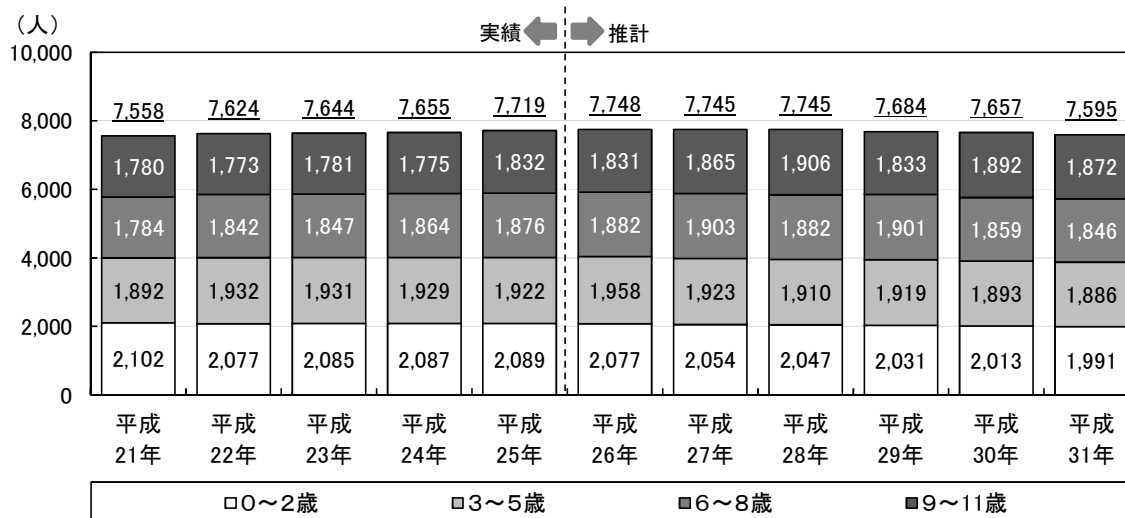
資料：国勢調査

(3) 児童人口の推移と推計

総合計画における人口の見通しと、平成 25 年までの住民基本台帳の実績を比較すると総合計画を上回ることから、平成 21 年から平成 25 年の人口の推移を勘案し、将来人口を新たに推計しました。

0～11 歳の将来人口は、平成 26 年まで微増傾向にあるものの、その後は緩やかな減少に転じると見られています。

■0歳～11歳の人口推移と推計



資料:清須市住民基本台帳(各年10月1日時点)
推計はコーホート変化率法により算出された数値

■0歳～11歳の年齢別人口推移と推計

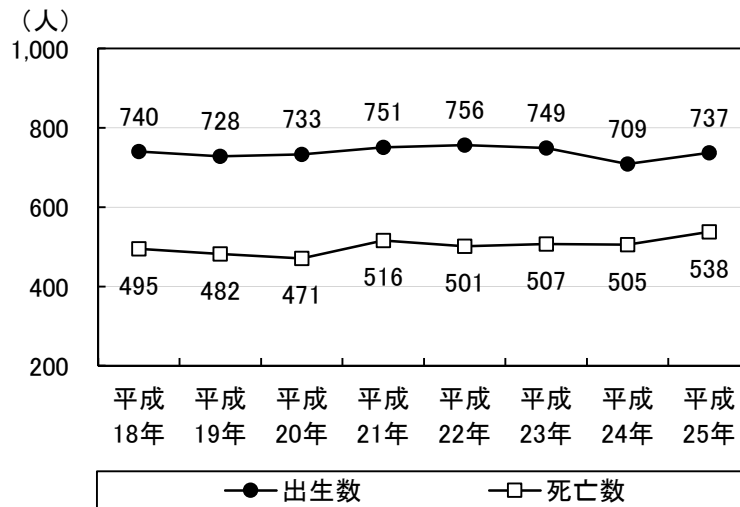
区分	実績					推計					
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0歳	698	710	690	691	703	694	693	689	681	674	667
1歳	691	707	721	704	691	710	691	687	683	676	668
2歳	713	660	674	692	695	673	670	671	667	663	656
3歳	635	676	633	640	666	664	669	645	646	642	638
4歳	626	635	669	623	639	660	620	652	629	630	626
5歳	631	621	629	666	617	634	634	613	644	621	622
6歳	612	634	611	615	651	603	679	626	606	636	614
7歳	599	607	629	614	625	658	584	675	623	603	632
8歳	573	601	607	635	600	621	640	581	672	620	600
9歳	590	576	605	608	628	597	611	640	580	671	619
10歳	600	598	576	591	610	622	655	613	642	582	673
11歳	590	599	600	576	594	612	599	653	611	639	580
合計	7,558	7,624	7,644	7,655	7,719	7,748	7,745	7,745	7,684	7,657	7,595

(4) 出生数・死亡数の推移

平成 18 年から平成 25 年までの出生数・死亡数をみると、出生数が死亡数を上回る自然増の傾向となっています。

出生数については、年々微増・微減しながら推移しており、平成 24 年では 709 人と、最も多い平成 22 年の 756 人と比べると、47 人少なくなっています。一方、死亡数については、年々微増・微減しながら、ゆるやかに増加しており、平成 25 年では 538 人と、最も少ない平成 20 年の 471 人と比べると、67 人多くなっています。

■出生数・死亡数の推移



資料：愛知県人口動向調査

■出生数・死亡数の推移

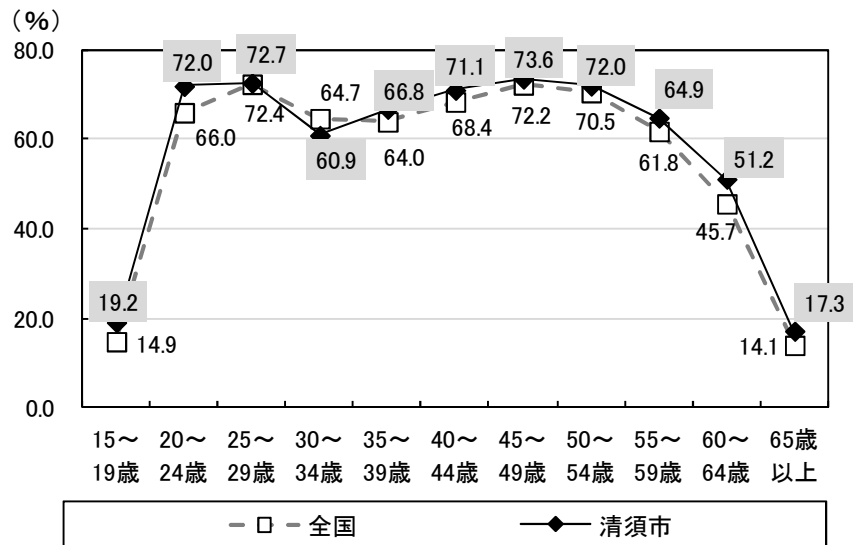
区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
出生数	740	728	733	751	756	749	709	737
死亡数	495	482	471	516	501	507	505	538
自然増減	245	246	262	235	255	242	204	199
人口数	64,272	64,696	65,236	65,691	65,826	65,702	65,960	66,245
人口増減 (前年比)		424	540	455	135	-124	258	285

資料：愛知県人口動向調査

(5) 女性の就業率

平成 22 年の国勢調査における女性の労働力率をみると、20 歳代後半から 30 歳代前半にかけて、出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」を描いています。平成 22 年の国勢調査における本市と国の値を比べてみると、30 歳から 34 歳の間の就業率が全国値と比べ低くなっています。しかし、それ以外の年齢区分においてはいずれも全国値よりも高い率で就業しており、女性の社会進出が高くなっています。

■女性の労働力率

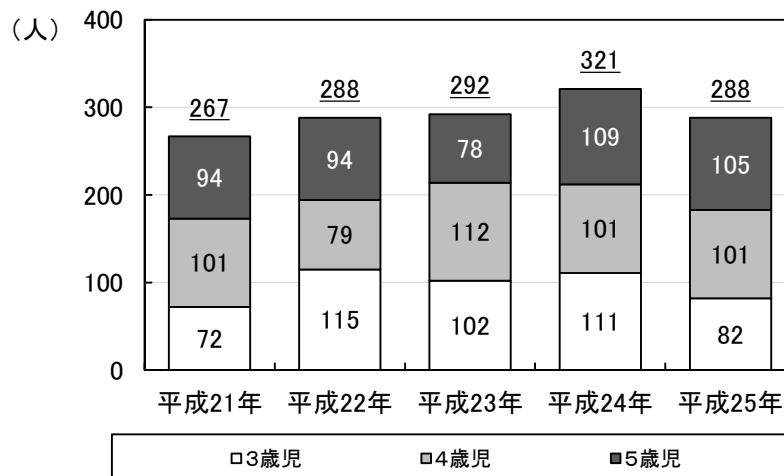


資料：平成 22 年国勢調査

(6) 市立幼稚園の入園児童数の推移

市立幼稚園の入園児童数の推移をみると、270 人から 320 人の間で増加・減少をしつつ推移しています。

■市立幼稚園の入園児童数

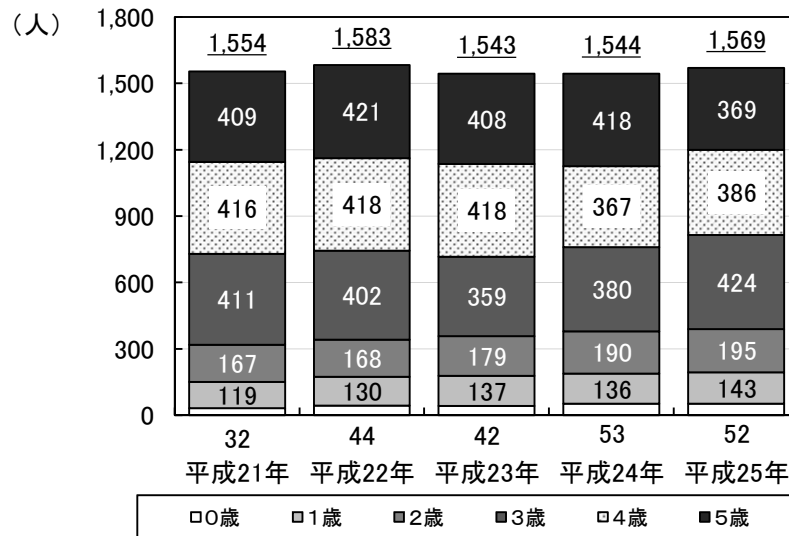


資料：学校基本調査

(7) 保育園児数の推移

各年 10 月 1 日の保育園児数を見ると、平成 22 年から平成 24 年までは若干の減少傾向となっていました。平成 25 年では増加し、1,569 人となっています。特に、0 歳児から 3 歳未満児の園児数が増加しています。

■歳児別保育園児数の推移

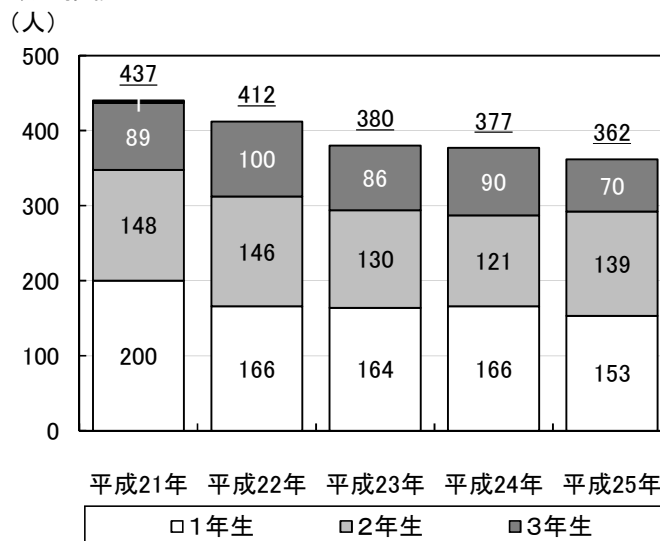


資料：子育て支援課

(8) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの利用人数を見ると、年々減少しており、平成 25 年では 362 人となっています。学年別にみると、学年が進むにつれて、利用者が少なくなることがわかります。

■放課後児童クラブ利用者数の推移



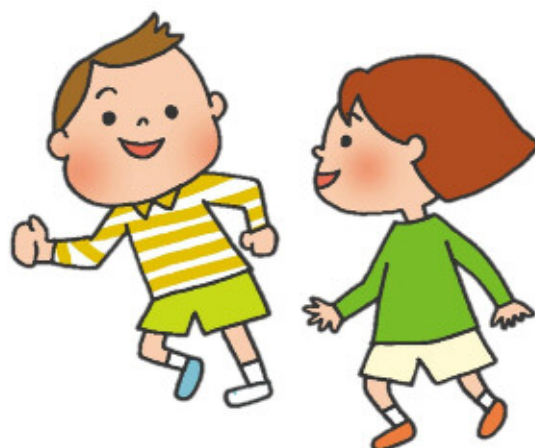
資料：子育て支援課

2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要

(1) 調査概要

- 調査地域 : 清須市全域
- 調査対象者 : 清須市在住の「就学前児童」をお持ちの保護者（就学前児童調査）
: 清須市在住の「1～3年生の小学生」をお持ちの保護者（小学生児童調査）
- 調査期間 : 平成 25 年 9 月 30 日 ～ 平成 25 年 10 月 25 日
- 調査方法 : 郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
就学前児童	2,000	1,000	50.0%
小学生児童	1,000	487	48.7%
合計	3,000	1,487	49.5%



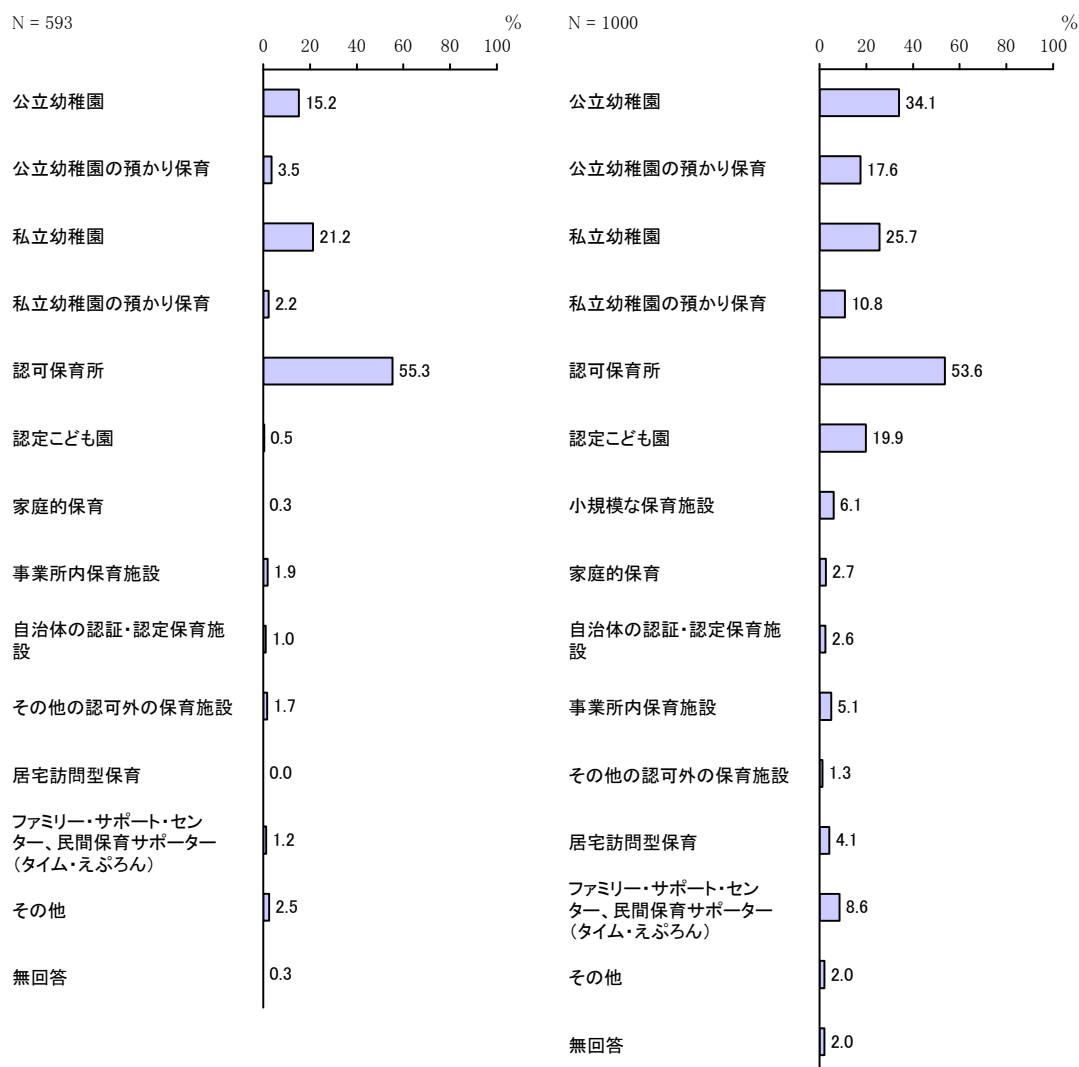
(2) 結果概要

①私立幼稚園や認定こども園等を望む教育ニーズについて

「私立幼稚園」については、現在利用しているが21.2%で、今後の利用意向が25.7%、「認定こども園」については現在の利用が0.5%で、今後の利用意向が19.9%となっており、教育ニーズが高まっていることがわかります。

■現在の平日の教育・保育事業の利用状況及び今後の利用希望（就学前児童）

【現在の平日の教育・保育事業の利用状況】 【今後の平日の教育・保育事業の利用希望】

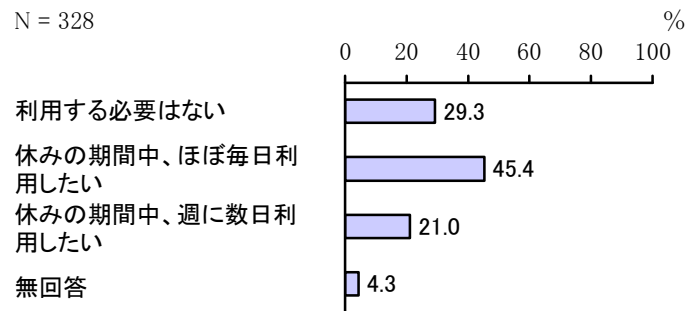


②長期休暇中の定期的な教育・保育の利用意向について

保育園の利用者において、長期休暇期間中の保育事業利用意向をみると「ほぼ毎日利用したい」が45.4%とニーズが高くなっています。

■春・夏・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（就学前児童）

※保育園を利用している方のみ

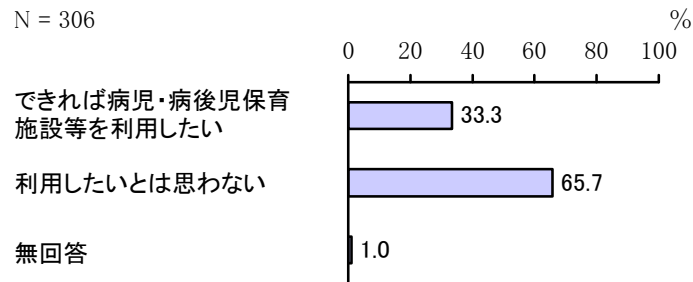


③病児・病後児保育事業の利用意向について

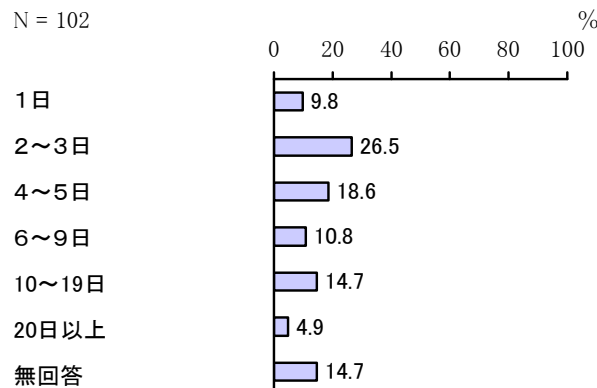
子どもが病気になった場合に、預けることが可能な病児・病後児保育事業を「できれば利用したいと思った」が、33.3%となっており、利用希望日数については年間で10日以上利用したい割合が約20%と高いニーズが見られます。

■「病児・病後児保育事業」の利用希望（就学前児童）

※「(就労している)母親、または、父親が仕事を休んで見た」を選んだ方のみ



■「病児・病後児保育事業」の利用希望日数（年間）

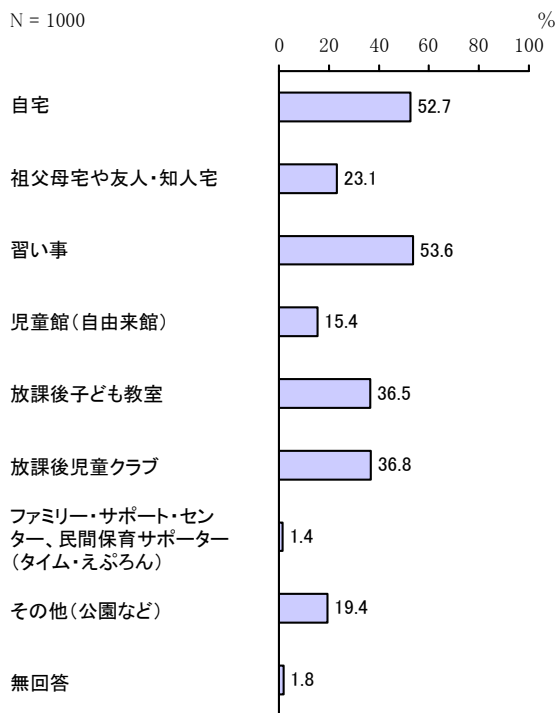


④放課後の過ごし方（放課後児童クラブ、児童館の利用等）について

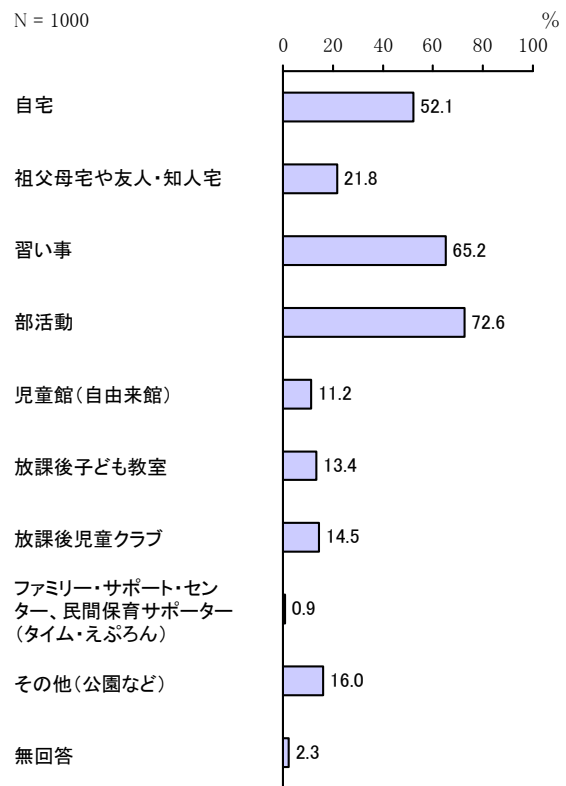
放課後の過ごし方についての希望を見ると、低学年のうちには児童クラブが 36.8%と、一定の利用意向はあるものの、高学年になると部活動や習い事などの割合が高くなるため、児童クラブの利用希望は 14.5%にとどまっています。高学年からは、部活動や習い事など、子どもを新たな知識や技術の習得ができる場で過ごさせたいという保護者の意向がうかがえます。

■放課後の時間を主にどのような場所で過ごさせたいか（就学前児童）

【小学校低学年で過ごさせたい場所】



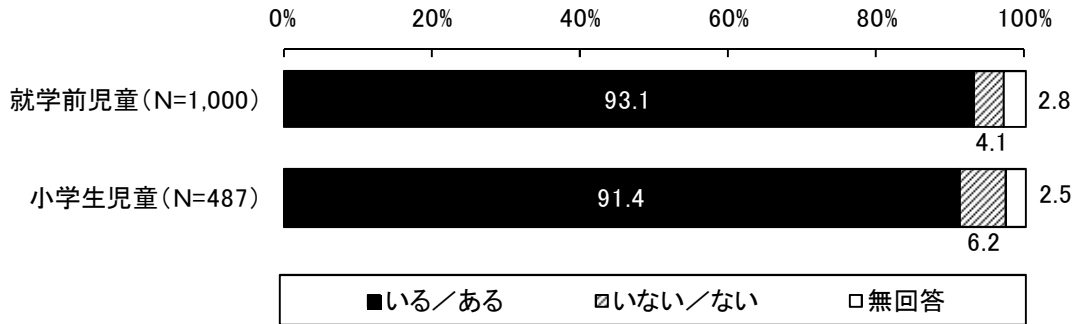
【小学校高学年で過ごさせたい場所】



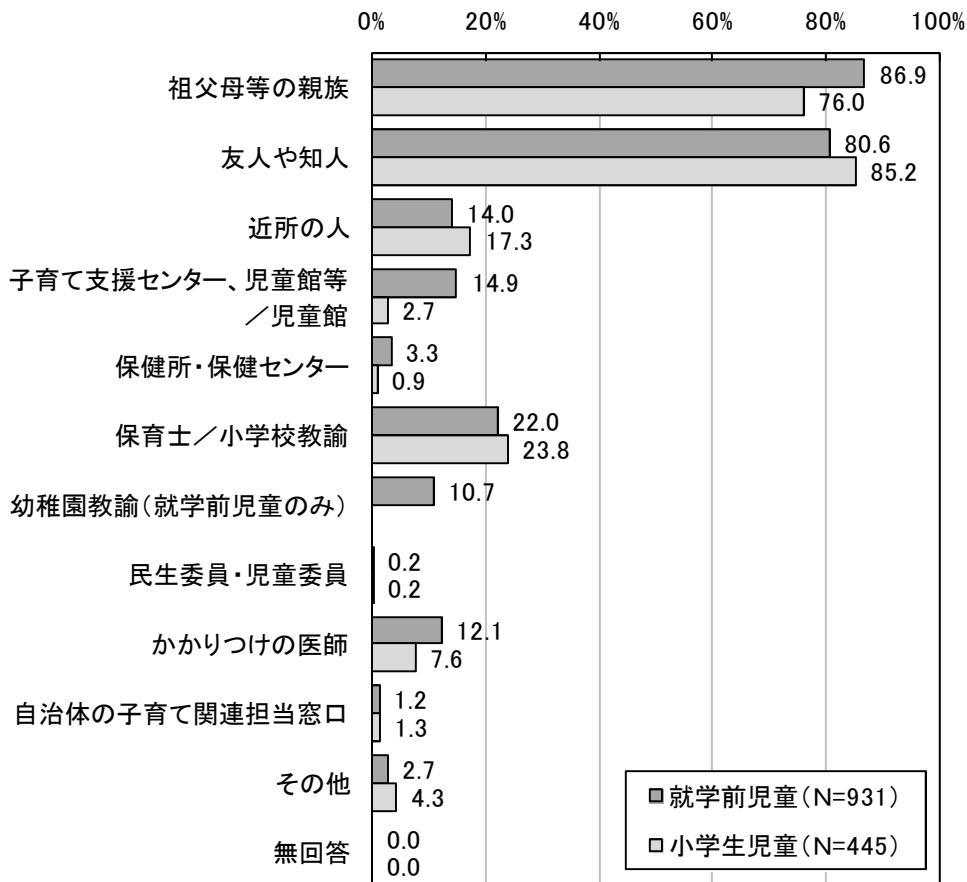
⑤相談相手について

子育てについて気軽に相談できる人や場所の有無については「いる（ある）」が90%以上となっています。相談先は親族・友人・知人等、身近な人に相談することが多く、子育て支援者への相談ニーズは限られた割合となっています。

■子育てについて、気軽に相談できる人や相談できる場所の有無（就学前児童、小学生児童）



■相談する相手（就学前児童、小学生児童）



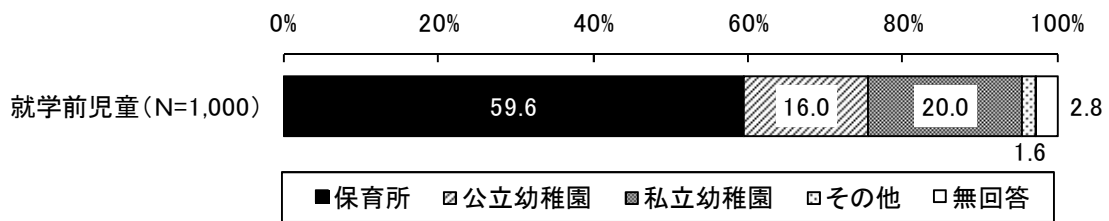
⑥清須市の今後の保育・幼児教育について

就学前児童のうち「希望」まで加味すると、保育所が約6割、幼稚園は「公立」と「私立」を合わせると36.0%と約4割となっています。

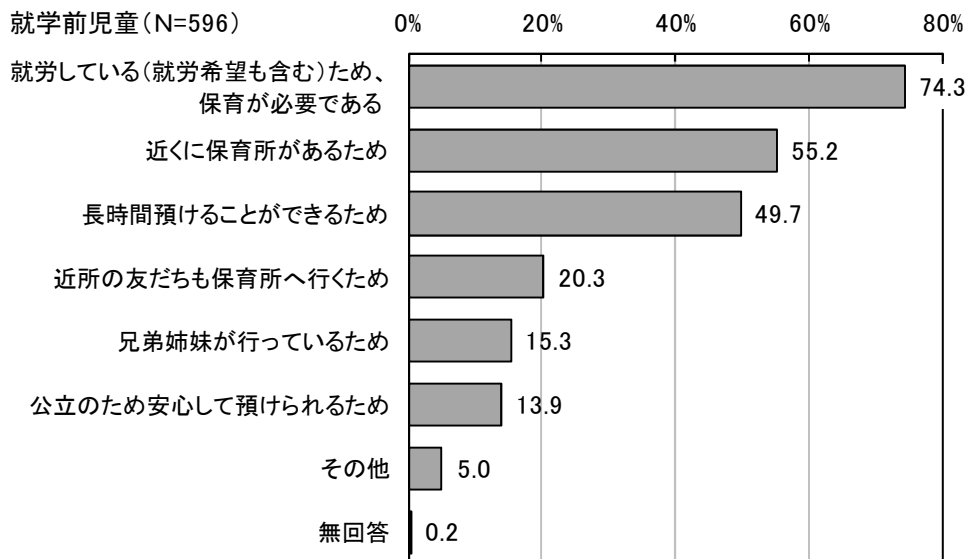
保育所を希望する理由としては、「就労しているため」が最も多くなっています。

公立幼稚園を希望した理由としては、「授業料が安価であるため」「近くに公立幼稚園があるため」という意見が多くなっています。

■通園している、または通園希望の施設（就学前児童）



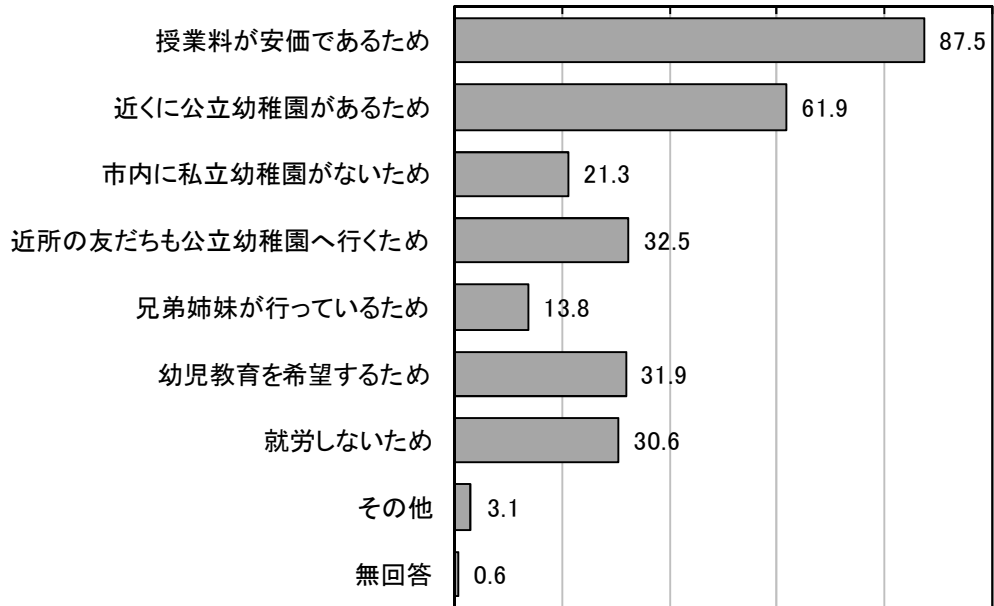
■保育園を希望した理由（就学前児童）



■ 公立幼稚園を希望した理由（就学前児童）

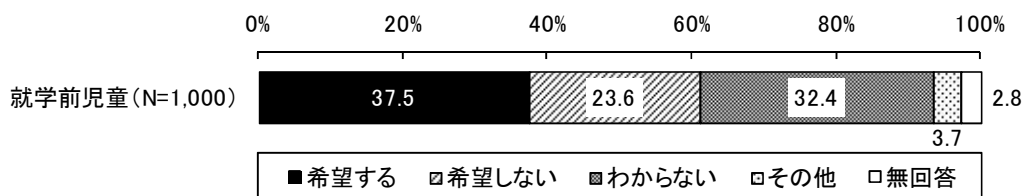
就学前児童(N=160)

0% 20% 40% 60% 80% 100%

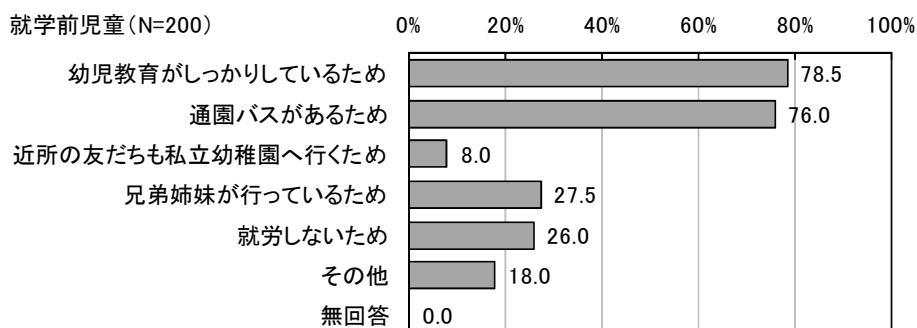


私立幼稚園（清須市内に私立幼稚園はない）のニーズについては、特に北部の公立幼稚園がない地域での利用意向が多く見られます。

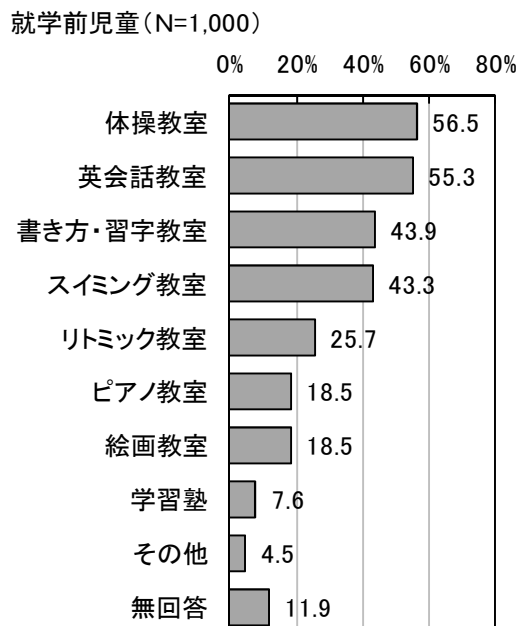
■私立幼稚園が市内にできることの意向について（就学前児童）



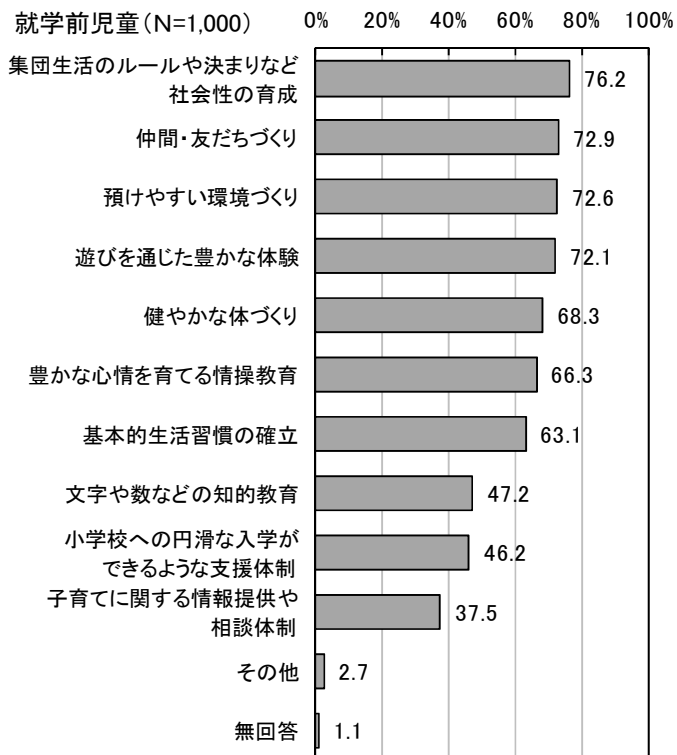
■私立幼稚園を希望された理由（就学前児童）



■私立幼稚園に望むカリキュラム



■教育・保育にとって重要な要素



3 清須市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況・評価

(1) 事業評価の方法

施策別の「制度の啓発周知度」「他の部署との連携」「施策の総合検証」の達成状況を把握するため、各評価項目を点数化し、次記の算式に基づいて達成率を算出しました。

$$\text{達成率} = \frac{\text{各評価の点数の合計}}{\text{各評価の満点の合計}}$$

制度の啓発周知度	点数
できている	3点
概ねできている	2点
あまりできていない	1点

他の部署との連携	点数
常に連携	3点
概ね連携	2点
あまり連携していない	1点
連携が不要な事業	—

施策の総合検証	点数
良好	4点
概ね良好	3点
やや不良	2点
不良	1点

(2) 事業評価結果達成状況の一覧

	制度の啓発周知度	他の部署との連携	施策の総合検証
1 『地域』における子育て支援の推進			
(1) 子育て交流・地域コミュニティづくり	66.7%	75.0%	79.2%
(2) 地域における子育て支援サービスや相談体制の充実	69.4%	90.9%	77.1%
(3) 児童虐待への対応	77.8%	94.4%	87.5%
2 子どもの『生きる力』の育成			
(1) 心豊かで創造性を育む教育の推進	78.7%	75.4%	83.0%
(2) 主体性を育む多様な体験・学習の場づくり	78.6%	69.0%	80.4%
3 『家庭』における子育てと社会活動の両立支援			
(1) 親子のふれあいの推進	86.7%	60.0%	85.0%
(2) 子育て世代の社会参加の支援	53.3%	46.7%	65.0%
(3) 子育て支援サービスの充実	84.4%	78.8%	86.7%
(4) ひとり親家庭への支援	75.0%	66.7%	81.3%
(5) 障がいのある児童の育成環境の充実	80.6%	84.8%	85.4%
4 妊娠・出産から生涯にわたる『健康』づくり			
(1) 安心して妊娠・出産ができるための支援	78.8%	72.2%	72.7%
(2) 乳幼児の健やかな成長支援	76.9%	75.8%	80.8%
(3) 学齢期・思春期の心と体の健康づくり	63.0%	59.3%	69.4%
5 『安心・安全』のまちづくり			
(1) 子どもの遊び場と居場所の整備	66.7%	66.7%	75.0%
(2) 安全で快適な生活環境の整備	76.2%	71.4%	75.0%
(3) 子どもを犯罪から守る対策の強化	72.7%	81.5%	81.8%

4 現状・課題のまとめと今後の方向性

アンケート調査結果、ならびに住民参加のワークショップ等を通して、市民の皆様からあげられた意見や回答結果を分析し、検討した上で今後5年間の清須市における子ども・子育て支援に関する課題と今後の方向性について、次のように整理しました。

子育ての第一歩は母親の妊娠期にあります。健やかな子どもを産み、育てるために、その準備期間である妊娠期の穏やかな生活環境を整える必要があります。母親自らの健康管理を支援するとともに、そのサービス体制を充実させる必要があります。

清須市次世代育成支援行動計画では、子どもや母親の健康管理、子ども向け医療の充実などにより、母子健康づくりを推進してきました。しかし、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により妊娠期の不安や悩みを抱え込んでしまう場合もあり、産前・産後うつ等の増加が社会問題となっています。

今後は、妊婦健康診査の推進や乳児全戸訪問事業などをさらに計画的に推進し、家族全体の健康の推進を図っていく必要があります。また、妊娠期からの切れ目のない支援を推進し、子育てに対する不安や負担の解消を図り、産みやすい環境の整備をすることが求められています。

→基本目標1：穏やかな妊娠期から出産、乳幼児期の母と子の健康を守る

ニーズ調査の自由回答や、実施した市民によるワークショップにおいて、子育てに関する知識向上を目的とした「親育ちのための勉強会」や、同じ立場の親同士の交流や、子育てについての意見交換等の機会が必要であるという意見が多くあがっています。「共有」の場づくりを盛んにし、市民同士のネットワークが形成された後は市民主導型に移行できるような体制づくりが求められています。

そのため、父親を含めた保護者同士が交流しやすくなるような環境整備や魅力あるイベント等の開催により、「子育てが楽しい」「いつでも相談できる仲間がいる」と保護者が感じることができる具体的な施策を実施していく必要があります。

→基本目標2：育児のための相談事業の充実と親育ちへの取組みの実施

保護者の多様な就労状況に伴い、保育ニーズは低年齢児化するとともに、質の高い幼児教育を求めるニーズも増加傾向になっています。

多様化する保護者のニーズに対応し、かつ、子どもが健やかに成長できるよう、保育園、幼稚園や学校のみならず、地域社会全体で子どもの教育に取り組み、学力の向上、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てていく必要があります。

また、清須市に住むすべての子育て家庭が、子ども・子育て支援新制度を効果的に利用でき、安心して就労することができる環境を充実させるため、病児保育や一時預かり、放課後子ども教室や放課後児童クラブなど、子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援体制を構築するとともに、必要に応じて施設の整備を計画的に推進し、質の高い教育・保育の提供に努め、子育て世代が社会参加しやすい基盤づくりを推進する必要があります。

→基本目標3：教育・保育機能・施設の充実と子育て世代の社会参加のための支援

子育てのためのゆとりある家庭環境づくりのため、経済的な支援やひとり親に対する支援や、障がい児を持つ家庭に対しての継続的な支援が求められています。また、全国では児童虐待により心身に問題を抱える子どもがおり、親による虐待の場合は近所・地域・行政が一体となり子どもの安全を確保することが求められます。

子どもの周辺における環境全ての安全対策に取り組むことで、保護者だけでなく、子ども自身が安心して暮らし、育つことができる環境づくりを推進する必要があります。

→基本目標4：様々な支援体制の構築と安全安心なまちづくり

その他

子ども・子育てに関する支援サービスについては、毎年「子育て応援ガイド」として作成しています。しかし、ニーズ調査や市民の声を聞くと、子育て応援ガイドの存在を「知らない」という声が多く、周知方法などを検討する必要があるとともに、今後は、子育て全般のことが一つにまとめられた冊子を発行するなど、より効果的なガイドブックの作成を検討し、充実させていく必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることによって、自分を愛し、大人を信頼していくようになります。周囲からの温かいまなざしや大切にされているという実感が、他の人や物、自然を大切にしようとする心を培っていきます。そうして育った子どもの表情は、常に明るく、何より微笑ましいものです。

そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、保育園、幼稚園等が子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分尊重される子育て社会を構築していくことが求められています。

そして、その子どもたちを育てる父親や母親、また、これから子どもを生み育てる次代の親たちが、子育ての意義についての理解を深めることによって、子育てに対する喜びを実感することができるまちづくりを、地域社会全体で推進していかなければなりません。

国では、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。

本市においては、本計画の前身にあたる「清須市次世代育成支援行動計画」において、子どもの主体性を尊重し、子どもと大人と一緒に地域づくりを進めるとともに、様々な活動を通して次世代の親を育むとしています。また、保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提に、子育てと仕事や社会活動が継続できる保育サービスの充実を図るとともに、地域の見守り活動などにより、安心して子育てができ、子どもが元気でいきいきと暮らせるまちを目指して、「時代を創る次世代が輝くまち きよす」を基本理念として掲げました。

この流れを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。



2 計画の基本目標

本計画の策定にあたっては、「子どもの幸せや利益を最大限に尊重し、子どもの育ちを第一に考えること」を念頭におくことが大切です。

この視点をもとに、子どもの成長をとらえるとすれば、教育・保育の充実のみならず、乳幼児から学童期・思春期へとつながる子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえていく必要があります。

清須市での健やかな子育てのため、以下の4つを基本目標として推進します。

基本目標その1

穏やかな妊娠期から出産、乳幼児期の母と子の健康を守る

具体的には P47 から

基本目標その2

育児のための相談事業の充実と

親育ちへの取組みの実施



具体的には P53 から

基本目標その3

教育・保育機能・施設の充実と

子育て世代の社会参加のための支援

具体的には P58 から

基本目標その4

様々な支援体制の構築と安全安心なまちづくり

具体的には P65 から



3 施策体系

清須市次世代育成支援行動計画の方向性や施策を引きつぎ、本市の子ども・子育てに関する施策全般について取組みを進めます。

	基本目標	主要施策
みんなが担い手 みんなで子育てのまち きよす	(1) 穏やかな妊娠期から出産、乳幼児期の母と子の健康を守る	1-1 安心して妊娠・出産ができるための支援 1-2 乳幼児の健やかな成長支援
	(2) 育児のための相談事業の充実と親育ちへの取組みの実施	2-1 子育て交流・地域コミュニティづくり 2-2 地域における子育て支援サービスや相談体制の充実
	(3) 教育・保育機能・施設の充実と子育て世代の社会参加のための支援	3-1 心豊かで創造性を育む教育の推進 3-2 子育て世代の社会参加の支援 3-3 子育て支援サービスの充実
	(4) 様々な支援体制の構築と安全安心なまちづくり	4-1 児童虐待への対応 4-2 ひとり親への支援 4-3 障がいのある児童の育成環境の充実 4-4 子どもを守る取組みの推進



第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事

国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

1-1. 区域設定における法的根拠

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

■子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（以下省略）



1-2. 区域設定における国の基本指針

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、以下のとおり「教育・保育の提供区域」の設定の考え方について示しています。

国の考え方

地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。

小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。

地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。

1-3. 区域設定におけるポイント

「教育・保育の提供区域」の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえ、以下のポイントについても考慮することが必要と考えます。

ポイント1 教育・保育の提供にあたり、区域内での量の見込みの算出が可能であるか

設定した各区域内の教育・保育施設の設置状況に大きな差が生まれないことが必要である。細かく細分化し区域を設定することで、特定の区域には複数の教育・保育施設を有し、他の区域においては施設がないなど、極端な格差が生まれないよう配慮が求められる。

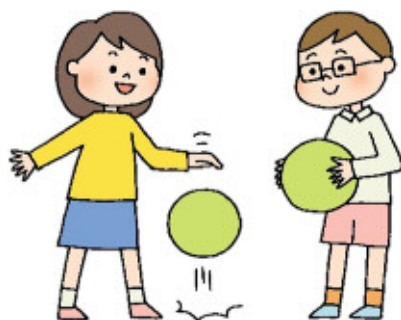
ポイント2 区域内の広さが日常的生活圏域とかけ離れていないか

設定した区域の広さとして、交通事情などを含め、移動が容易であることが求められる。教育・保育施設の利用に当たり、移動時間がかかり過ぎることは避ける必要がある。



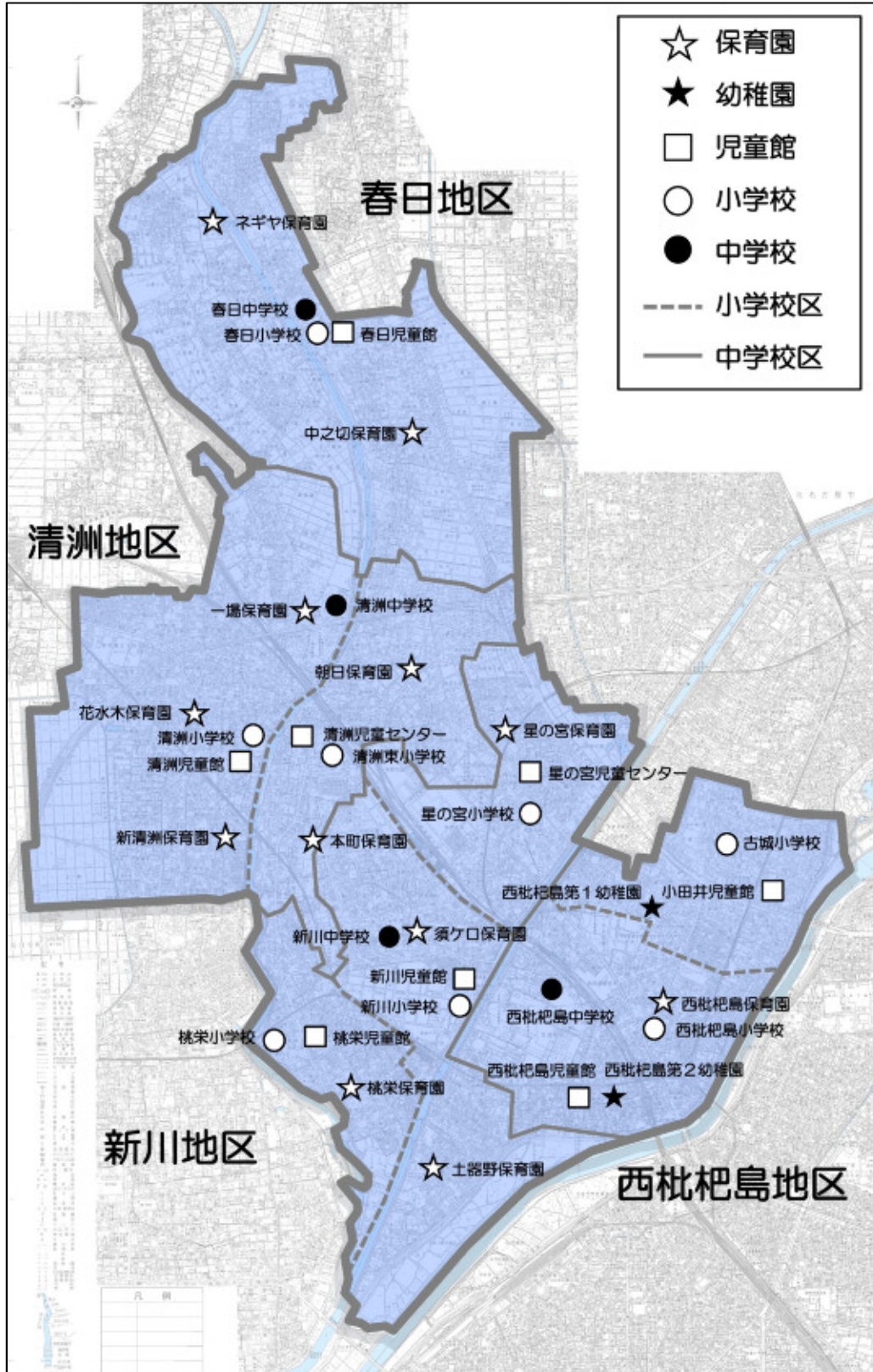
1-4. 教育・保育及び子育て支援事業の提供区域の設定

事業		提供区域と考え方	
教育・保育施設	認定こども園 幼稚園 保育園	市内全域	保護者が比較的負担感なく送迎でき、保護者や子どもが利用しやすい。既存施設を効率的に活用でき、需給調整がしやすいため、「市内全域」とする
地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育	市内全域	
時間外保育事業（延長保育）		市内全域	教育・保育施設での利用となるため、「市内全域」とする
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		小学校区	当該事業の基本となっている「小学校区」とする
子育て短期支援事業		市内全域	利用実態や供給体制を踏まえ、「市内全域」とする
一時預かり事業		市内全域	教育・保育施設での利用となるため、「市内全域」とする
病児・病後児保育事業		市内全域	利用実態や供給体制を踏まえ、「市内全域」とする
ファミリー・サポート・センター事業		市内全域	利用実態や供給体制を踏まえ、「市内全域」とする
利用者支援事業		市内全域	利用実態や供給体制を踏まえ、「市内全域」とする



1-5. まちの状況

市内には、8つの小学校と4つの中学校があります。区域について小学校区の場合、保育園は1校区（1～2園）、中学校区では、（2～3園）程度になります。



2. 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期について

2-1. 新制度における「認定」と「給付」について

子ども・子育て支援新制度では、市が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を開始する仕組みです。

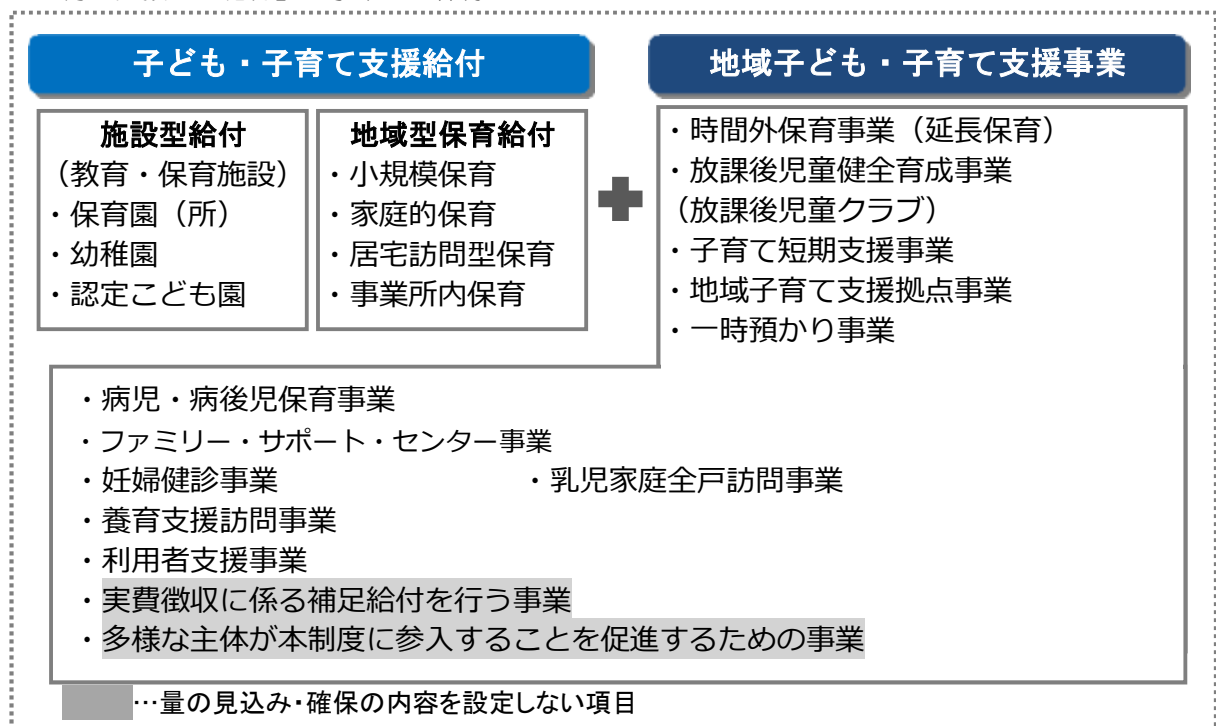
保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要分）について、設定されます。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

子ども・子育て新制度の下では、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援事業の充実が図られることとなります。また、保護者の様々な子育てニーズに対応するため、「地域子ども・子育て支援事業」として、様々な形の支援サービスが地域の実情に応じて整備されます。

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



2-2. 教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期

国の考え方

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定。

※保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

■認定区分と提供施設

区分		1号認定	2号認定		3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		保育の必要性なし(幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり(教育の二一ズあり)	保育の必要性あり(教育の二一ズなし)	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育園			○	○
	地域型保育事業		△	△	○

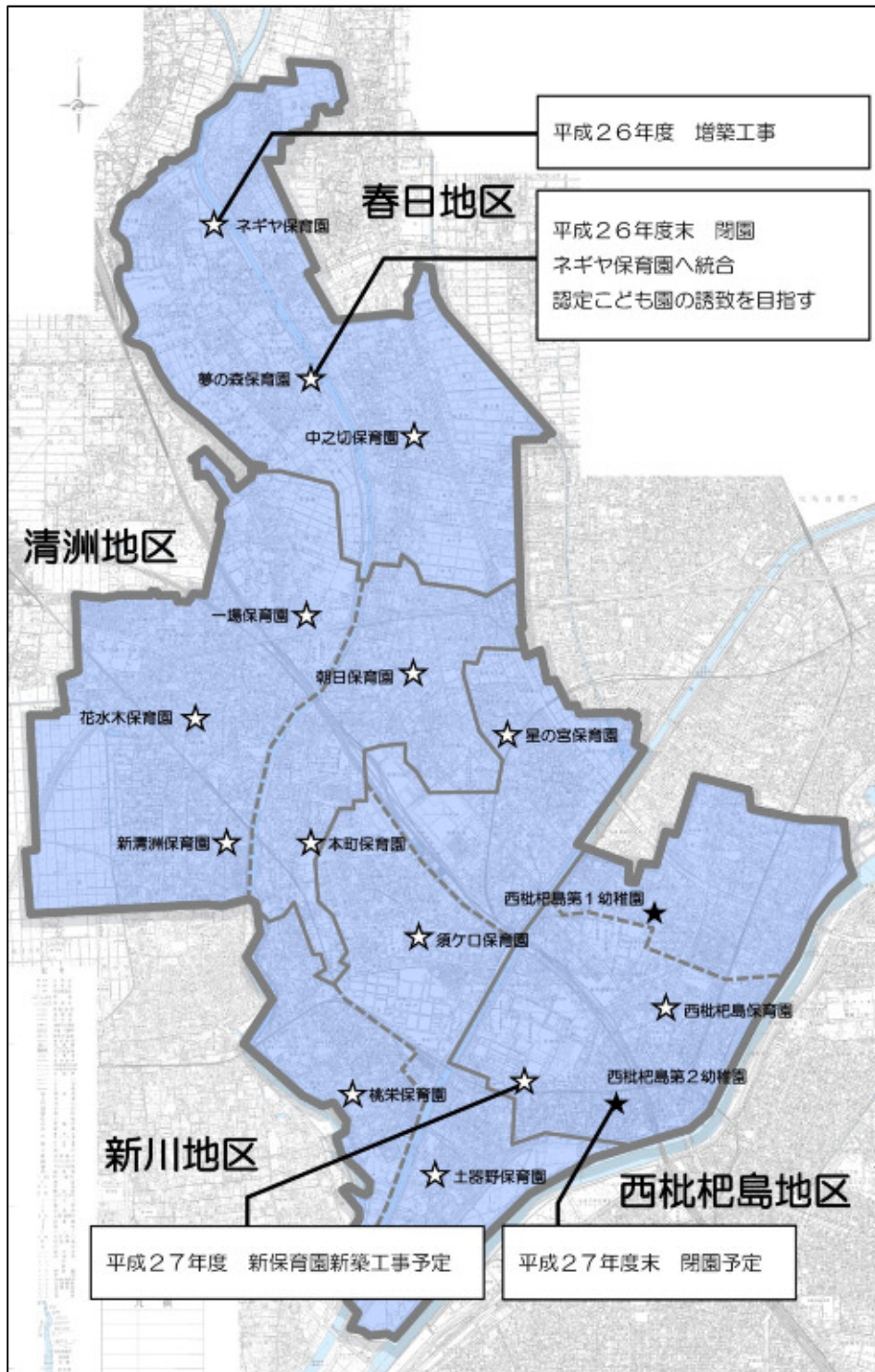
■清須市の教育・保育施設数(平成26年度時点)

区分	実施か所	平成25年度実績	定員
幼稚園	2箇所	288人	520人
保育園	13箇所	1,569人	1,740人
認定こども園	-	-	-
認可外保育施設	2箇所	24人	38人
事業所内保育施設	-	-	-



2-3. 教育・保育施設の整備計画

保育園・幼稚園の適正配置を推進するため、夢の森保育園を平成26年度末で閉園し、ネギヤ保育園へ統合します。夢の森保育園の跡地には、幼児教育の市民ニーズに応えるため、認定こども園の誘致を目指します。また、西枇杷島地区には、子育て支援センター機能を兼ね備えた新保育園を建設し、西枇杷島第2幼稚園を平成27年度末で閉園します。



①1号認定・2号認定(教育ニーズあり)

区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
ニーズ量	1号認定	528 人	527 人	531 人	521 人	520 人
	2号認定(教育のニーズあり)	164 人	160 人	159 人	160 人	158 人
	ニーズ量合計	692 人	687 人	690 人	681 人	678 人
提供量(確保方針)	市立幼稚園	405 人	215 人	215 人	215 人	215 人
	認定こども園	-	90 人(予定)	90 人(予定)	90 人(予定)	90 人(予定)
	その他市町の幼稚園	400 人	400 人	400 人	400 人	400 人
	提供量合計	805 人	705 人	705 人	705 人	705 人
過不足分(提供量-ニーズ量)		113 人	18 人	15 人	24 人	27 人

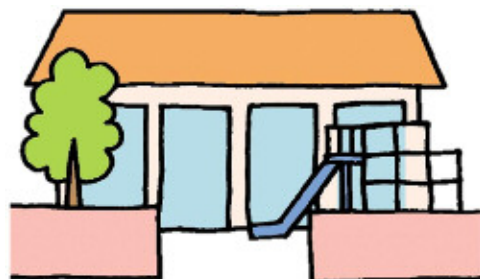
【提供体制の考え方】

本市には公立の幼稚園が2園あり、私立の幼稚園はありません。

幼稚園は西枇杷島地区に偏在しており、この地区の保育ニーズに対応するため、平成28年度に新設の保育園を開園(時期は予定)とともに、平成27年度末にて西枇杷島第2幼稚園を閉園します。

平成28年度、夢の森保育園跡地に、幼保連携型認定こども園を誘致することで、特色のある教育環境の導入と適切な事業量確保に取り組みます。

現在、広域幼稚園利用にて、名古屋市に約210人、稲沢市に約100人、あま市に約80人、大治町へ約10人と、合わせて約400人の広域幼稚園利用者がいます。



②2号(教育ニーズなし)・3号認定

区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	
ニーズ量	2号認定	1,194 人	1,186 人	1,191 人	1,175 人	1,171 人	
	3号	0歳	96 人	96 人	95 人	95 人	94 人
		1・2歳	512 人	504 人	503 人	500 人	496 人
	ニーズ量合計		1,802 人	1,786 人	1,789 人	1,770 人	1,761 人
提供量(確保方針)	認定こども園	-	30 人(予定)	30 人(予定)	30 人(予定)	30 人(予定)	
	西枇杷島保育園	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人	
	本町保育園	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	
	一場保育園	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人	
	花水木保育園	280 人	280 人	280 人	280 人	280 人	
	新清洲保育園	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人	
	朝日保育園	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	
	須ヶ口保育園	180 人	180 人	180 人	180 人	180 人	
	土器野保育園	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	
	桃栄保育園	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人	
	星の宮保育園	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人	
	中之切保育園	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人	
	ネギヤ保育園	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人	
	新設 保育園	-	140 人(予定)	140 人(予定)	140 人(予定)	140 人(予定)	
	小規模保育	10 人(予定)	10 人(予定)	10 人(予定)	10 人(予定)	10 人(予定)	
	家庭的保育	-	-	-	-	-	
	居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	
事業所内保育	-	-	-	-	-		
提供量合計		1,740 人	1,910 人	1,910 人	1,910 人	1,910 人	
過不足分 (提供量-ニーズ量)		-62 人	124 人	121 人	140 人	149 人	

【提供体制の考え方】

平成 26 年度末に夢の森保育園を閉園するため、一時的に保育量は減りますが、平成 28 年度には西枇杷島地区に新設の公立保育園が開園します。夢の森保育園の跡地には前述しました幼保連携型認定こども園を誘致し、平成 28 年度開園を目指していきます。

2-4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み ならびに実施しようとする事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期に関する事項

(1) 地域子ども・子育て支援事業の種類

国の考え方

各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に概要する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

今回の子ども・子育て支援新制度では、共働き家庭だけでなく、全ての子育て家庭を支援する仕組みです。家庭で子育てをしている保護者も利用できる「一時預かり事業」や地域の子育て支援センターや児童館で子育てに関する相談ができる「地域子育て支援拠点事業」、保護者が昼間家庭にいない小学生を保育する「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」など、地域の様々な子育てに関する支援事業を充実させます。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ① 時間外保育事業（延長保育）
- ② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ③ 子育て短期支援事業
- ④ 地域子育て支援拠点事業
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児・病後児保育事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 妊婦健診事業
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩ 養育支援訪問事業
- ⑪ 利用者支援事業（新規）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

(2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の考え方

市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定。

放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

■清須市における実施事業一覧(平成 25 年度時点)

区分	実施箇所数	平成 25 年度実績	定員
①時間外保育事業(延長保育)	13 箇所	264 人	-
②放課後児童健全育成事業	低学年	11 箇所	362 人
	高学年	未実施	-
③子育て短期支援事業	未実施	-	-
④地域子育て支援拠点事業	11 箇所	35,035 人回	-
⑤一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	幼稚園 2箇所	7,743 人日
	その他の一時預かり(未就学児)	保育園 4箇所	2,207 人日
		-	
	-		12 人/日
⑥病児・病後児保育事業	2箇所(病後児のみ)	38 人日	6 人/日
⑦ファミリー・サポート・センター事業	-	372 人日	-
⑧妊婦健診事業		730 人	-
⑨乳児家庭全戸訪問事業		730 人	-
⑩養育支援訪問事業		67 人	-
⑪利用者支援	未実施	-	-

※⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、今後市内でのニーズを見極め、必要に応じて実施を検討します。



①時間外保育事業(延長保育)

通常の保育時間の前後に、保育園が在園児を預かる事業です。本市では、仕事や一時的な用事などに応じて、延長保育を実施しています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	362 人	356 人	354 人	354 人	350 人
提供量(確保方策)	362 人	356 人	354 人	354 人	350 人

【提供体制の考え方】

現行の時間外保育事業は、11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業で、市内保育園ではすべての園で実施しています。

新制度では保育の必要量の2区分（保育標準時間・保育短時間）に対応し、整備を行います。



②放課後児童健全育成事業

主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業です。

登録者数の実績 ※1から3年生のみ 各年10月1日時点	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	412人	380人	377人	362人	415人

■小学校ごとのニーズ量と提供量

1.西枇杷島小学校区

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	1～3年	56人	57人	47人	53人	48人
	4～6年	11人	10人	12人	11人	11人
提供量 (確保方策)	西枇杷島クラブ	30人	30人	30人	30人	30人
	なかよしクラブ	30人	30人	30人	30人	30人
過不足(提供量-ニーズ量)		-7人	-7人	1人	-4人	1人

2.古城小学校区

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	1～3年	37人	38人	43人	47人	48人
	4～6年	7人	8人	7人	7人	7人
提供量 (確保方策)	小田井児童クラブ	30人	30人	30人	30人	30人
	あそびクラブ	30人	30人	30人	30人	30人
過不足(提供量-ニーズ量)		16人	14人	10人	6人	5人



3.清洲小学校区

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	1～3 年	112 人	108 人	110 人	107 人	106 人
	4～6 年	23 人	24 人	24 人	24 人	24 人
提供量 (確保方策)	清洲児童クラブ	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
	げんきっこクラブ	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
	にこにこクラブ	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
過不足(提供量-ニーズ量)		-5 人	-2 人	-4 人	-1 人	0 人

4.清洲東小学校区

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	1～3 年	47 人	48 人	49 人	44 人	46 人
	4～6 年	9 人	9 人	9 人	10 人	10 人
提供量 (確保方策)	東げんきっこクラブ	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
	東にこにこクラブ	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
過不足(提供量-ニーズ量)		4 人	3 人	2 人	6 人	4 人

5.新川小学校区

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	1～3 年	59 人	63 人	66 人	69 人	67 人
	4～6 年	11 人	11 人	10 人	10 人	11 人
提供量 (確保方策)	新川児童クラブ	50 人	40 人	40 人	40 人	40 人
	わくわくクラブ	30 人	40 人	40 人	40 人	40 人
過不足(提供量-ニーズ量)		10 人	6 人	4 人	1 人	2 人

6.星の宮小学校区

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	1～3 年	29 人	33 人	29 人	32 人	33 人
	4～6 年	5 人	4 人	5 人	5 人	6 人
提供量 (確保方策)	星の宮児童クラブ	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
過不足(提供量-ニーズ量)		6 人	3 人	6 人	3 人	1 人

7.桃栄小学校区

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	1～3 年	26 人	27 人	24 人	25 人	23 人
	4～6 年	7 人	6 人	6 人	6 人	6 人
提供量 (確保方策)	桃栄児童クラブ	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
過不足(提供量-ニーズ量)		-3 人	-3 人	0 人	-1 人	1 人

8.春日小学校区

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	1～3 年	42 人	46 人	49 人	45 人	47 人
	4～6 年	12 人	11 人	10 人	9 人	10 人
提供量 (確保方策)	春日児童クラブ	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
	すくすくクラブ	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
過不足(提供量-ニーズ量)		6 人	3 人	1 人	6 人	3 人

【提供体制の考え方】

平成 27 年度から、対象学年を低学年から高学年までとし、定員やクラブ数を拡充することにより、利用者ニーズに添えていきます。また、放課後子ども総合プランの趣旨に沿った事業展開を図っていくため、放課後子ども教室との連携を深めていきます。

③子育て短期支援事業(ショートステイ)※

保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での一時預かり事業です。通称ショートステイ。市内には該当事業者はありません。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(年間)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
提供量(確保方策)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※ショートステイ(宿泊を伴う一時預かり)のみの目標事業量です。夜間の一時預かり(トワイライトステイ)の事業量の見込みについては、「⑤一時預かり事業」の「上記以外の一時預かり(未就学児)」に含まれます。

【提供体制の考え方】

市内にはショートステイ施設はありません。ニーズ調査においても、子どもを泊りがけで預かってほしいという需要はなく、今後も急激な社会情勢の変化等により需要が発生した場合、十分な調査のもと、設置を検討します。

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センターや児童館で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。現在、清須市内には子育て支援拠点が11施設あります。

子育て支援センターは主に0～3歳児が利用しており、各施設は保育園に併設しています。

児童館は一般来館として、館内の子どもの遊び場を提供する他、子育て支援センターならびに児童館ともに子育てに関するイベントや講習などを行い、親子の交流が生まれる機会の提供や保護者同士が情報交換できる場所としての役割を果たしています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(年間)	83,873 人回	82,394 人回	83,581 人回	81,613 人回	79,804 人回
提供量(確保方策)	83,873 人回	82,394 人回	83,581 人回	81,613 人回	79,804 人回
箇所数	11 箇所	12 箇所	12 箇所	12 箇所	12 箇所

【提供体制の考え方】

①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報の提供、④子育てや子育て支援に関する講習等があります。利用希望等を勘案し、適切な目標事業量を設定していきます。また課題に対応できる高い専門性を有する職員を配置するなど、地域子育て支援拠点における相談支援機能を強化し、子育てケアマネジメントを実施します。

⑤一時預かり事業*

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間に保育園やその他の場所において、一時的に預かる事業です。

【幼稚園の預かり保育】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量 (年間)	1号認定による利用	9,757 人日	9,553 人日	9,489 人日	9,534 人日	9,404 人日
	2号認定による利用	42,460 人日	41,574 人日	41,293 人日	41,487 人日	40,925 人日
提供量(確保方針)		52,217 人日	51,127 人日	50,782 人日	51,021 人日	50,329 人日
過不足(提供量-ニーズ量)		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【その他の一時預かり】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(年間)		4,197 人日	4,010 人日	3,875 人日	3,658 人日	3,580 人日
提 供 量 (確保方針)	一時預かり事業	3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日
	ファミリー・サポート・センター (病児・病後児を除く)	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
過不足(提供量-ニーズ量)		-617 人日	-430 人日	-295 人日	-78 人日	0 人日

※「幼稚園の預かり保育」は、幼稚園における預かり保育の目標事業量、「その他の一時預かり（未就学児）」については、一時預かり、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、ファミリー・サポート・センターを含めた目標事業量となります。

【提供体制の考え方】

実施園ごとに整備を行う体制を構築し、利用目的の明確化を含む一時保育事業のあり方を検討します。また、幼稚園以外にも多様な主体が一時預かりの担い手となれるよう、事業の必要性を見極めながらサービスの周知、啓発を行います。



⑥病児・病後児保育事業

児童が発熱や風邪等の病気となった場合、病院や保育園等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(年間)	2,411 人日	2,371 人日	2,359 人日	2,355 人日	2,329 人日
提供量(確保方策)	2,411 人日	2,371 人日	2,359 人日	2,355 人日	2,329 人日

【提供体制の考え方】

ニーズ調査による利用希望量を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

本市では病後児保育を、市立保育園の2園にて実施しています。これまでは「病児」を看ることができ施設がありませんでしたが、新規に開所する医療施設にて、病児・病後児保育事業を開始し事業を拡充します。

⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)[※]

本事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する保護者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(年間)	480 人日	500 人日	480 人日	470 人日	460 人日
提供量(確保方策)	480 人日	500 人日	480 人日	470 人日	460 人日

※就学児の利用分のみが目標事業量です。未就学児の一時預かりの事業量の見込みは「⑤一時預かり事業」の「上記以外の一時預かり(未就学児)」に含まれます。

【提供体制の考え方】

本市において、相互援助活動の例として、子どもの預かりや送迎などがあります。

提供会員の拡大を目指すとともに、様々な預かりニーズに対応するため、研修の充実による提供会員の個人のスキル向上を図ります。

また、市内で活動している、民間保育サポーター(タイム、えびろん)と連携を図り、援助内容の充実を目指します。

⑧妊婦健診事業

妊婦の健康を守るため、妊娠中に 14 回の妊婦健康診査を実施します。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	693 人	689 人	681 人	674 人	667 人
提供量(確保方策)	693 人	689 人	681 人	674 人	667 人

【提供体制の考え方】

母子健康手帳とともに妊婦・乳児健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査費用の一部を助成しています。その他にも妊娠中の過ごし方の指導や、市の子育てに役立つ情報についての冊子を配布するほか、妊娠中の講座（パパママ教室）の案内を通じ、安心して妊娠期を過ごすための支援を推進します。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

保健センターの保健師または委託を受けた母子保健推進員が、生後 4 か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	689 人	691 人	687 人	683 人	676 人
提供量(確保方策)	689 人	691 人	687 人	683 人	676 人

【提供体制の考え方】

新生児及び乳児訪問は、出生連絡届出書を提出した家庭に対しての訪問になるため、提出がない場合は訪問には至りません。低出生体重児、未熟児等支援が必要な子どもについては提出がない場合も訪問を行います。



⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援・育児援助・家事援助等）を行う事業です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人
提供量(確保方策)	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人

【提供体制の考え方】

児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童および特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童の人数を勘案して、適切な提供体制を確保していきます。

⑪利用者支援事業

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
提供量(確保方策)	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

【提供体制の考え方】

利用者支援に関する事業は、子ども・子育て支援にかかる情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業実施について検討します。利用希望調査により把握した目標の事業量を設定していきます。

⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保育料は、国が定める公定価格を基に、自治体が利用者負担額を設定しますが、施設によっては、それ以外に実費徴収（教材費、行事参加費等）を行う場合があります。

実費徴収があった場合、低所得者の負担軽減を図るため、必要に応じて実費負担の部分について補助を実施する事業です。

【提供体制の考え方】

国の動向に応じ、助成を検討します。

⑬多様な主体が参画する事を促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者を活用しながら、保育園、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【提供体制の考え方】

地域に保育が必要な子どもが多い地区を重点的に選び、必要に応じて保育施設の設置を検討します。



2-5. 教育・保育の提供及びその推進体制の確保について

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

現在、清須市内に認定こども園はありませんが、市内北部の幼稚園がない地域では、教育に対するニーズが多く見られます。認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に子どもを受け入れることができる特長があります。よって、夢の森保育園の跡地には幼保連携型認定こども園を誘致し、保護者の幼児教育・保育ニーズに応えていきます。

(2) 幼稚園・保育園の合同研修に対する支援等に関すること

市内の公立保育園、公立幼稚園がそれぞれ実施する研修会等について、相互に情報共有するとともに、参加機会の拡大に努めます。また、将来設置を予定している幼保連携型認定こども園に対しても情報提供することにより、さらに幼保の交流を推進します。

(3) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

「子育ての第一義的責任はその親（保護者）にある」という前提のもと、幼児期の子育てをより良くするため、本市では公立の幼稚園を維持・継続するとともに、市内北部の春日地区にて「幼保連携型認定こども園」を開園し、質の高い教育・保育事業の実現に取り組みます。

地域の子育て支援の役割として、保護者の様々な保育ニーズに対し、適切な人員配置と施設整備に取り組むほか、利用者が適切なサービスを選択できるよう、情報の周知を徹底し、サービス利用の円滑化を図ります。

(4) 幼稚園・保育園・認定こども園と小学校・中学校との連携

幼稚園教育の基本指針の一つとして、「同年齢の幼児を保育する保育園や小学校との連携推進に努める」とあり、その推進を図るものとします。小学校生活や中学校生活へのスムーズな移行を図るための事業として、保育園・幼稚園の幼児には小学校への体験入学を実施し、小学生には中学校への入学説明会を実施します。

愛知県が発行する「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育園と小学校の連携の在り方」冊子を基に、教職員間の相互理解を深めるとともに、実態に応じた連携方法を検討・実施します。

第5章 具体的な施策の展開

基本目標その1 穏やかな妊娠期から出産、乳幼児期の母と子の健康を守る

清須市で生まれ、このまちで育つ子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊婦健診や乳幼児健診等、各種母子保健事業の充実を図ります。

(1-1) 安心して妊娠・出産ができるための支援

1. 母子健康手帳の交付

妊婦健診事業

母子健康手帳は、母親と子どもの健康を守るために、妊娠を届け出た方に交付します。また、手帳の交付時には、保健師などの専門職が様々な相談に応じ、安心して出産・育児ができるようアドバイスを行います。さらに、手帳交付の機会を捉え、パパママ教室の周知と、妊娠により不安が高まる傾向にある妊婦への保健指導を行います。

事業の推進に向けて	母の第1子出産時の平均年齢が30.1歳（全国）を超え、晩婚化の傾向が続いているため、年齢が今後も高くなることが予想されます。若年妊娠も含め妊娠期を安定して過ごすことができるよう支援に取り組みます。（健康推進課）
-----------	---

2. 母子健康管理指導事項連絡カードの普及

妊婦健診事業

働く妊産婦が健康診査を受診するために必要な時間の確保や、就業作業の制限や、通勤緩和など、母子健康管理の措置を受けるために必要な「連絡カード」を普及し、働く妊産婦の健康支援を推進します。

事業の推進に向けて	主治医が必要と認めた場合において連絡カードに記載し、妊産婦自身が雇用者に提出するため、利用状況等は市では把握ができない状況です。新生児訪問時等、母子健康手帳で母親の就労歴を尋ねる際に、利用状況の確認に努め、連絡カードの周知啓発を図ります。（健康推進課）
-----------	--

3. 妊婦健康相談

妊婦健診事業

母子健康手帳の交付時、アンケートを実施し、妊娠初期の健康状態や生活状況などを把握するとともに、保健事業の紹介および妊婦の心身の健康状態に応じた相談を行い、不安の解消を図ります。

事業の推進に 向けて

母子健康手帳交付時のアンケートや相談から見られる傾向として、妊娠・出産にかかわる費用や保育等についての相談が多くなっています。子育て支援課や社会福祉課とのさらなる連携を強化し、妊娠届からの継続した育児支援に取り組みます。(健康推進課)

4. マタニティストラップ配付事業

妊産婦にやさしい環境づくりを推進するため、妊産婦であることを周囲に知らせるためのマタニティストラップを母子健康手帳の交付時に配付します。

事業の推進に 向けて

マタニティマークは公共交通機関などにおいても啓発されており、マークの利用により優遇が受けられる様、周知に取り組みます。(健康推進課)

5. 妊婦委託健診

妊婦健診事業

健康診査を行い、異常の早期発見や、妊婦と赤ちゃんの健康状態を定期的に確認し、妊娠期間を健康に過ごし、安心して子どもを産み育てる支援を行います。愛知県以外での受診者に対しても、県内委託と同額を上限として、償還払いを行います。

事業の推進に 向けて

妊婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境を整えることにより、少子化対策の一助となります。市内に産婦人科がないので分娩ができる医療機関の紹介等、妊婦の不安解消に対応し、早期から妊娠中の健診が受けられるような環境づくりに取り組みます。(健康推進課)

6. 妊婦訪問指導

養育支援訪問事業

若年初産や高齢初産などのハイリスク妊婦などに対し、訪問指導を行い、安全に妊娠期間を過ごせるよう支援をしていきます。また、望まない妊娠などの場合、出産後の育児不安や虐待等につながる恐れもあるため、妊娠期からの支援を行っています。

事業の推進に 向けて

就労している妊婦や、医療機関にて定期的に健診を受けている妊婦が多いため、訪問の希望は少ない状況です。パパママ教室の際に状況を把握する場合があります。また、訪問に至らないまでも、電話や来所等の際に状況確認をしています。場合によっては医療機関と必要に応じて連携を図ります。(健康推進課)



7. 妊婦歯科健診

妊婦の口腔の健康状態が、生まれてくる子どもに影響することから、歯科健診及び歯科の保健指導を行い、妊娠中から乳幼児期への口腔衛生の知識を啓発します。

事業の推進に 向けて	妊娠中から歯に対する意識を持ち、う蝕予防のために、歯科健診受診率向上に取り組めます。妊娠中から歯の健康の意識づけを行います。(健康推進課)
---------------	---

8. パパママ教室

妊婦とその夫を対象に、安心してマタニティライフを過ごし、元気な赤ちゃんを産み育てることを支援する教室です。父親の参加を促進するため、開催日時を配慮しています。また、妊娠期のアルコールや喫煙・受動喫煙の害についての周知を図ります。

事業の推進に 向けて	育児不安や育児の方法が分からない母親が増えている中、参加者を増やしていく必要性があります。そのため、これから出産・育児をしていく世代が抱える不安やニーズを感じ取り、魅力ある教室を開催していくことが求められています。また、父親も育児に参加・協力することで、母親の負担が軽減できるため、父親の参加を促していきます。(健康推進課)
---------------	--

9. 栄養相談

妊娠中から乳幼児期等の食生活について個別に相談を行います。

事業の推進に 向けて	妊娠中から乳幼児期における管理栄養士の健康教育、健康相談を継続して実施します。(健康推進課)
---------------	--

10. 産後ヘルパー事業

養育支援訪問事業

母親が出産後に体調不良などで、家事や育児を行うことが難しい世帯に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、乳児の育児支援などを行います。

事業の推進に 向けて	現行の制度での対象者は、母親が産後に体調不良等と限られています。しかし、身内に援助してもらえないなどの理由で、ヘルパー派遣を求めるニーズが多いのが現状です。今後は対象範囲の見直しを含め、より活用しやすい制度にしていくための方策を検討します。(子育て支援課)
---------------	--

11. 一般不妊治療費助成事業

不妊に悩む夫婦を対象に一般不妊治療にかかる医療費の一部助成の制度の周知・活用を図ります。

事業の推進に 向けて	晩婚・晩産化しており、今後も一般不妊治療の件数は増えることが予想されます。平成25年度から県の補助金の対象は人工授精のみと削減されましたが、削減分の内容については市で引き続き補助を行います。(健康推進課)
---------------	--

(1-2) 乳幼児の健やかな成長支援

12. 乳幼児訪問指導

養育支援訪問事業

出生連絡届出書を提出した家庭および低体重児などへの訪問を行い、各種相談、健康診査などの保健事業の紹介や、母親の育児不安や悩みの軽減を図るとともに、虐待の予防に努めます。

事業の推進に
向けて

新生児及び乳児訪問は、出生連絡届出書を提出した方に対する訪問になるため、提出がない場合は訪問には至りません。(ただし、低出生体重児、未熟児、支援が必要な児童は除きます) 提出がない方で、ハイリスク妊婦等は妊娠中から継続して訪問を行います。(健康推進課)

13. 母乳相談

母親が授乳に関して抱える問題を解決・軽減し、喜びと自信をもって育児ができるよう助産師による相談を行います。

事業の推進に
向けて

母乳相談は毎月1回の開催で、事前の申込みが必要であるため、早期の相談を望む場合は利用しづらい状況です。母乳外来を設けている産科を利用したり、市においても希望者に対し助産師による新生児及び乳児訪問を実施していることから、母乳相談の必要性を検討します。また、次の出産に向けての準備として、正しい知識で母子ともに満足のいく卒乳ができるよう啓発します。(健康推進課)

14. 乳幼児健康相談

身体測定・発育発達の相談や、育児のポイント・しつけなど育児全般に関する相談などを行い、育児不安の軽減を図り、子育てを支援します。健康管理のため、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。

事業の推進に
向けて

平成25年度から臨床心理士による相談を開始しました。今後は健診などで発育や発達に不安をもっている保護者へ案内をするなど、健診の事後フォローの場として活用します。(健康推進課)

15. 乳幼児健康診査

乳幼児の健康の保持増進および病気の早期発見・治療のために、乳児(4か月児、10か月児)、1歳6か月児及び3歳児を対象に健康診査を行います。子どもの発育・発達の確認だけでなく、親子関係を中心に育児環境を含めて保健指導を行います。さらに、1歳6か月児と3歳児には、健康診査と同時にフッ素塗布を行い、むし歯の予防を図ります。健康管理のために、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。

事業の推進に
向けて

3歳児健診では就労している保護者もあり、受診勧奨等しても受診しない保護者がいます。ただし、未受診の場合は虐待の可能性も考慮し、幼稚園や保育園との連携による全数把握に努め、必要な支援を実施します。(健康推進課)

16. 離乳食講習会

離乳期は栄養面ばかりではなく、いろいろな味を覚える時期であり、赤ちゃん自身の力で「噛む・飲み込む」など食べることを覚える大切な時期であることから、乳児をもつ保護者を対象に、食と子どもの健康の関連について学ぶ機会を提供していきます。

事業の推進に 向けて	必要な人（第1子）が離乳食講習会を受講できるように母子健康手帳交付時に啓発します。（健康推進課）
---------------	--

17. 歯科教室

むし歯の好発時期である2歳児と2歳6か月児を対象に歯科健診、歯みがき指導、フッ素塗布、個別相談を実施し、むし歯についての正しい知識の普及と定期的な管理により虫歯ゼロ運動を推進します。保育園の訪問など保護者に対してのう蝕予防の啓発を行います。また、小学生から中学生を対象に歯科を中心とした知識の普及・啓発に取り組みます。

事業の推進に 向けて	法定で定まっている1歳6か月児・3歳児健診以外の歯科健診は、母親の仕事復帰の時期とも重なることと、歯科医院にて定期健診を行っているとのことで受診率が低いと、歯科意識向上のため対策を検討します。また、歯びかびか教室・歯かむかむ教室を、市内の保育園・幼稚園の年中児及び年長児を対象に実施しています。今後も園と連携し、乳歯・永久歯う蝕予防に継続して取り組みます。（健康推進課）
---------------	---

18. 幼児健診事後指導教室

幼児健診などで、ことばや発達の遅れ、育児不安など様々な問題をもつ母子に対し、集団遊びを通して母親が子どもへの理解を深めるとともに、子どもの発達を促すための教室を行います。

事業の推進に 向けて	支援が必要な親子は増加傾向ですが、教室に参加可能な人数が限られているため、支援が必要な親子すべてのフォローが難しい状況です。今後、更に母子通園施設や親子支援教室と連携し、親子が安心して育児できるよう、継続支援ができる体制を整えます。（健康推進課）
---------------	---

19. こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業

4か月児健診前の乳児のいる全ての家庭を対象に、母子保健推進員が家庭訪問をして子育て等の情報提供を行います。

事業の推進に 向けて	こんにちは赤ちゃん訪問として、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭への訪問を行っています。里帰りが長い家庭や、訪問時に不在の家庭もありますが、電話等で確認するなど把握に努めていきます。（健康推進課）
---------------	--

20. 母子保健推進員事業

乳児家庭全戸訪問事業

母子保健推進員の活動支援、資質向上のための支援を行います。

事業の推進に 向けて	母子保健推進員のこにちは赤ちゃん訪問には、母子保健推進員のより一層の資質向上が不可欠です。地域で安心して子育てできる支援を行うために、スキルアップのための研修や情報交換ができる場を作る等の活動支援を継続して実施をしていきます。また、母子保健推進員と健康推進課が連携し、子育て支援ができるように取り組みます。母子保健推進員養成講座を実施し、新規推進員の養成に取り組んでいきます。(健康推進課)
---------------	---

21. 予防接種

子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがあるため、予防接種による対策も大切です。保護者が予防接種について正しい知識を持ち、安全に接種を受けることができるよう、普及啓発と体制の確保を図ります。

事業の推進に 向けて	予防接種に関する法改正のため、定期予防接種ワクチンの種類など変更点が多く、最新情報を保護者や医療機関に周知するなど迅速な対応が必要です。マスコミなどで予防接種の副作用について大きく取り上げられることがあり、その影響で接種率が低下することも考えられます。接種方法や副反応等予防接種に関する正しい知識の普及啓発や情報の提供に取り組みます。(健康推進課)
---------------	--

22. 電話・面接相談

健康面について、いつでも気軽に相談ができるように、電話や面接による相談を行います。夜間の相談については、県が実施している愛知県小児救急電話相談「育児もしもしキャッチ」を周知します。

事業の推進に 向けて	育児の不安をかかえる保護者と子どもが安心できるように、電話、面接にて相談を実施します。また、愛知県小児救急電話相談「育児もしもしキャッチ」を周知し夜間の相談対応に取り組みます。(健康推進課)
---------------	---

23. 子ども医療費の助成、未熟児養育医療

中学生(15歳に達する日の年度末まで)までの子どもを対象に、医療費保険適用分の自己負担分を助成します。また、指定医療機関での入院養育を要する未熟児に対しては必要な医療の給付を行います。

事業の推進に 向けて	適正な医療受診の推進に取り組みます。(保険年金課) 医療機関と早期に連携をはかり、適切な育児支援をすすめ、保護者が安心して養育できるように支援します。 平成25年度から未熟児養育医療に関する事務が市町村に移譲されたため、早期に対象者が把握できるようになり、利用者の増加が見込まれます。今後は、自主グループ化も検討します。(健康推進課)
---------------	---

基本目標その2 育児のための相談事業の充実と親育ちへの取組みの実施

特に妊娠期と乳児期に不安になる母親に対し、各種相談事業を充実させていきます。また、子どもの育ちを地域で支援するため、子育てに関する意識を高めるとともに、親子や地域住民が気軽に参加し交流できる環境づくりを進め、親の子育て力の向上に努めます。

(2-1) 子育て交流・地域コミュニティづくり

24. 児童館

遊びを通じての親子の交流、趣味を通じての保護者同士の地域交流を図るため、汽車ぽっぽクラブ、なかよし教室、すくすくクラブなどの各種クラブ、教室等の充実を図ります。また、いつでも気軽に利用し、子育てに関する相談がしやすい環境を整えます。

事業の推進に 向けて	児童館活動の充実を図るため、幅広い児童のニーズに合った、魅力的なクラブづくりを推進し、遊びの場を提供します。(子育て支援課)
---------------	--

25. 小学校 ～家庭教育地域推進事業～

地域ぐるみで青少年の育成を支援するため、「子育て支援地域交流会」へ参加します。学校等と連携し、いじめや不登校、児童虐待や貧困の連鎖防止など、課題を抱え孤立しがちな家庭に対する、地域の人材を中心とした支援と専門家等によるサポート体制の構築に取り組みます。

事業の推進に 向けて	孤立しがちな保護者の交流や子育ての自発性を引き出す親育ちの取組み等、家庭教育のあり方について関係機関と連携し検討します。(生涯学習課)
---------------	---

26. 保育園・幼稚園での未就学児・保護者交流

保育園や幼稚園での生活に備えるため、入園前の児童とその保護者を対象に保育園では「園庭解放」・「きらきらひろば」、幼稚園では「きりんサークル」を実施します。また、そうした交流の場において子育てに関する相談支援を行います。

事業の推進に 向けて	保育園が、子どもと保護者が訪れやすい場所となり、未就園児に親しんでいただけるよう、「園庭解放」・「きらきらひろば」を月1回ずつ実施し、園行事に参加していただける場を提供していますが、参加人数の把握が難しい状況です。今後は受入れ体制を検討していきます。(子育て支援課) 幼稚園に入園を希望している児童と保護者を対象に「きりんサークル」を通じて実際に幼稚園を体験してもらうことで新しい環境に対する不安の解消を図ります。(学校教育課)
---------------	---

27. 親子ふれあい広場事業

「親子ふれあい広場」など、親子のふれあいや遊びを通して、子育てに関する知識を学びます。また親同士の交流ができるような場づくりを提供します。

事業の推進に 向けて	参加人数が減少傾向にあるため、他課と協力し周知方法の見直しなどを行っています。(生涯学習課) 平成25年度に設立した「きよすスポーツクラブ」にて「親子健康体操教室」を展開しています。今後も親子で参加しやすい教室を目指します。(スポーツ課)
---------------	--

28. 幼稚園における地域との連携

地域の方が幼稚園行事に参加してもらうよう呼びかけるとともに、園外保育等により地域に出かける機会をつくり、多くの人と交流を図ります。

事業の推進に 向けて	西枇杷島まつり山車見学、地域高齢者との交流会、小学校運動会への参加、中学生の職場体験の受入れ、PTAやボランティアの朗読劇や読み聞かせ等、地域の人との交流を図ります。(学校教育課)
---------------	--

29. ふたごの会

多胎児を持つ母親を対象に交流会を開催し、多胎妊娠・出産・育児の不安を解消し、楽しく前向きな多胎児育児に取り組めるようにします。交流会は各保健センターにて行われる乳幼児健康相談と同日開催し、月に1度、保健師、管理栄養士より専門的な相談が受けられます。

事業の推進に 向けて	従来は1か所で保健師のみで実施していたものを、平成25年度からは各保健センターを巡回する乳幼児健康相談と同日実施をすることで、より参加しやすくなり、身体計測や、管理栄養士からの専門的なアドバイスが受けられるようになりました。今後も市民のニーズに応えられるよう、内容の充実に努めます。(健康推進課)
---------------	--

30. 住民との連携による子育てサークル活動

身近な地域で、母親たちが主体的に子育て交流や子育て支援活動に取り組めるように、子育てネットワークと協力し、子育てサークルの支援や市民サークルを支援します。

事業の推進に 向けて	家庭教育支援チーム momo 等の子育て支援団体と連携し、地域での子育て支援を行っていただけるよう取り組みます。(生涯学習課)
---------------	---

31. 子育てネット会議

地域での子育てをそれぞれの立場で支援している関係機関が一堂に集まり情報交換し、情報共有をしながら相互に連携・協力を図ります。

事業の推進に 向けて	関係機関がそれぞれの活動報告をして情報交換を行っているが、今後は関係機関同士が相互に協力できる体制づくりを検討します。(子育て支援課)
---------------	---



32. 父親の育児参加

母子健康手帳の交付時にパパママ教室などを紹介し、父親の積極的な育児への参加を促します。また保育園や幼稚園、学校などの行事へ参加しやすい日時の設定やプログラムの内容の工夫を図ります。その他、小中学生の子どもをもつ父親の子育て参加や地域参加を促すため、父親同士の交流活動を支援します。

事業の推進に 向けて

父親の育児参加の意識の高まりで、土曜日のパパママ教室参加者の9割以上が夫婦での参加になっています。また、父親が出生の届出や出生連絡届出書の提出をすることも多く、窓口で相談・支援を行うこともあります。今後も父親の育児参加の啓発に取り組みます。(健康推進課)
父親としての力を発揮し、母親とともに育児を楽しんでいただけるよう、市内の企業にも働きかけながら、多くのイクメンを育てていきます。(子育て支援課)
父親同士の十分な交流活動ができるよう取り組みます。(学校教育課)

(2-2) 地域における子育て支援サービスや相談体制の充実

33. 子育て支援センター

地域子育て支援拠点事業

子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、子育てに関する情報提供、子育てサークル等への支援を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

事業の推進に 向けて

各子育て支援センターにおいて魅力ある事業を展開し、安心して遊べる場の提供をするとともに、ママ友づくりの場としても活用していただき、利用者の増加を図っていきます。
また、平成28年度から西枇杷島新保育園内に子育て支援センターを新設することにより、より地域に根付いた支援を行います。(子育て支援課)

34. 家庭相談員の配置・各種相談機関との連携

家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭相談員を配置し、家庭児童の福祉に関して、電話、来庁、訪問等により相談を受け指導を行います。様々な相談に対応するため、愛知県中央児童・障害者相談センター、教育委員会及び警察署などと連携を図ります。

事業の推進に 向けて

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、それぞれの問題に対応したきめ細かな援助が求められています。そのため、専門性の向上を図る研修などに積極的に参加し、家庭相談員の知識向上に努めます。(子育て支援課)

35. ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センター事業

保育園などへの送迎や一時的な預かりなど、育児の援助を受けたい「依頼会員」に対し、地域で育児の援助を行いたい「提供会員」を紹介し、相互援助で子育てを支援します。

また、地域の保育サポーターや民間保育サポーター「タイム」「えぷろん」とも連携し、地域ぐるみで子育てを推進します。

事業の推進に向けて	依頼のニーズが増える一方で、提供会員、両会員の数が増えていかないのが現状です。 提供会員、両会員の拡充を図るため、広報や市ホームページ、またポスターやチラシなどで積極的に啓発を行っていきます。 その他、「タイム」「えぷろん」を始め、他の支援機関や団体と連携し、必要に応じてサービスの見直しを図りながら事業を推進します。(子育て支援課)
-----------	---

■ファミリー・サポート・センター会員数の推移

年度	依頼会員 (人)	提供会員 (人)	両方会員 (人)	合計	活動件数
平成 22 年度	224	37	31	292	405(12 か月)
平成 23 年度	235	39	34	308	725(12 か月)
平成 24 年度	247	37	35	319	996(12 か月)
平成 25 年度	252	40	36	328	1,229(12 か月)
平成 26 年 9 月末	259	48	32	339	654(6 か月)

※平成 22 年度、23 年度、24 年度、25 年度は年度末時点

36. ボランティア・NPOなどの社会活動の支援

住民主体の子育て支援サービスを推進するため、活動内容を広報にて紹介するなど、活動を支援していきます。清須アダプト・プログラムに協力する団体を募集し、市民協働による公共施設の清掃を推進します。

事業の推進に向けて	子育てに対するニーズが、多様化しているため、今後も継続的な支援に取り組みます。(社会福祉課) 子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるように今後も継続して支援していく必要があります。(子育て支援課) 今後も清須アダプト・プログラムに協力する団体を募集し、市民協働による公共施設(公共空間)の美化活動を支援します。また、増え続ける行政需要に対応する新たな公共の担い手として、NPOやボランティアの活動支援に努め、市民協働の取組みを推進します。(企画政策課)
-----------	--

37. 子育て情報の発信

毎年、市内の子育て情報をまとめた「子育て応援ガイド」を作成し、児童手当の申請時等に配付しています。また、広報、市ホームページでも啓発を行います。

事業の推進に 向けて	子育て支援ガイドを「知らない」という声が多いため、積極的に周知をしていくとともに、今後は子育て全般のことを一つにまとめた「子育てマップ」などの作成を検討し、より充実した情報の発信に努めます。(子育て支援課)
---------------	---

38. 親育て事業

子どもを育てることが苦手な親を対象とした講座やセミナーなどの実施を推進します。また、各種講座等に参加していない親に対し、地域で誘いあって参加を促進するとともに、地域の子育て支援の関係者と連携し、地域ぐるみで親育て・子育てを推進します。

事業の推進に 向けて	「保護者の子育て力を育てる」、「支援が必要な保護者の早期発見・支援」を課題と考え、現在の制度・事業を継続するとともに、「保護者の学び・相談機会の提供」、「保護者同士や地域とのつながり」を大切に、育てる側を育てる・支援する仕組みづくりを推進していきます。(子育て支援課) 家庭教育講演会を開催しており、今後も継続します。(生涯学習課) 関係部署・関係機関と連携し、取り組みます。(社会福祉課)
---------------	---



基本目標その3 教育・保育機能・施設の充実と子育て世代の社会参加のための支援

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期ならびに小学校期の教育やニーズに合った保育事業を一体的に提供できる環境整備に取り組みます。また、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

(3-1) 心豊かで創造性を育む教育の推進

39. 図書環境及び美術環境

児童図書の充実と美術、芸術にふれることにより、児童の持つ自由な想像を広げる場の提供に努めます。

事業の推進に 向けて	平成24年度から指定管理者制度を導入しており、指定管理者との連絡を密にして利用者の声をより多く聞くよう努め、利用者に対する要望等への対応、市民ニーズに充分対応するよう指導します。(生涯学習課)
---------------	--

40. 保育園・幼稚園と小学校及び小学校と中学校の間の連携

小学校生活や中学校生活へのスムーズな移行を図るための事業として、保育園・幼稚園の幼児には小学校への体験入学を実施し、小学生には中学校への入学説明会を実施します。

事業の推進に 向けて	保育園・幼稚園と小学校間の連絡体制構築に取り組みます。(学校教育課) 小学校へのステップ段階の大切さを考えるにあたり、子ども達の発達を連続して促していける環境づくりが必要です。子どもの発達をふまえ、幼児教育から学校教育への円滑な移行を推進するため、情報交換を密にし、一貫性を持って職員連携を深めるため体験学習や連絡協議会などの実施を検討します。(子育て支援課)
---------------	---

41. 土曜日を活用した体験教室

学校週5日制の実施に伴い、楽しみながら休日を過ごせるよう、行政、学校、地域が連携し、小中学生を対象とした、「茶華道教室」、「和太鼓」、「押し絵」、「エンジョイスイミング」などの体験教室を実施します。自主性、創造性や社会性を身につけられる体験の場を提供します。

事業の推進に 向けて	ボランティアで指導していただける新規教室を開拓します。(生涯学習課) 清須市特有の二つの室内温水プールを有効活用したプログラムを実施します。(スポーツ課)
---------------	--

42. 児童館や地域における各種クラブ活動

各クラブでの活動を充実し、児童や生徒の創造性を育み、地域の仲間との交流を促進します。

事業の推進に 向けて	児童館のクラブ活動等の講師に地域の方を招き、将棋クラブや陶芸教室など、地域の特色を生かした事業を展開し、地域から親しまれる児童館を目指します。(子育て支援課)
---------------	---

43. 地域における異年齢間、世代間交流

地域の人々と暮らしの中で交流を図り清須のまちを知るため、「尾張西枇杷島まつり」、「春日五条川さくらまつり」、「清洲城信長まつり」、「新川やると祭」、「納涼盆おどり」などのイベント、祭りなどへの参加を促進するとともに、「親子三世代・子ども体育大会」などの子ども向けのイベントを検討します。また、幼児や中高生などの子ども会活動への参加に取り組む地区に対して支援を行っていきます。

事業の推進に 向けて

時代の流れに伴い、一部のまつりで、見直しの要望が出ており、市民の期待、コストパフォーマンスの面を捉えて、今後のまつりをどのようにしていくのか、再検討が必要です。(産業課)
清洲城広場で、幼児から高齢者まで多くの方が参加でき、地域の絆を深めることができる盆踊りを実施します。また、親子のふれあいや地域の絆を深めることができる生涯学習講座を実施します。(生涯学習課)
清須ウオークでは、参加者に対して清洲城や清洲貝殻山貝塚資料館、みずとびあ庄内など清須市の歴史や自然の魅力を知ってもらうことができます。幼児から高齢者まで、世代に関係なく多くの方々に参加してもらえよう、新聞掲載、広報、市ホームページを利用したPR活動を実施します。(スポーツ課)

44. 幼稚園における体験活動

園児の創造性を育み、地域の仲間との交流を促進するため、幼稚園の外に出て様々な体験活動を実施します。

事業の推進に 向けて

畑での野菜作り、寿会のゲートボール、ザリガニ釣り、みずとびあ、庄内自然ふれあい事業を実施します。(学校教育課)

45. 放課後子ども教室

放課後の子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）や地域の人たちの参画による放課後の子どもの居場所の充実を図ります。

内容については、学習支援、多様な体験プログラム及びスポーツ活動を行います。

事業の推進に 向けて

年々登録・参加者が増加しており、活動スペースに限界があるため、参加者が多数に及ぶと安全面の管理が難しい状況です。今後は、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと積極的に連携し、放課後の児童が、安心、安全に過ごすことができるよう推進します。(学校教育課)



46. 食育の推進

「やってみよう清須のおいしい物語」など地元産農産物についての情報を発信し、地産地消を推進するための事業展開をします。「親子の食育教室」、「農業体験塾」、「ふれあい給食」などのイベントを通じ、楽しみながら「食」について理解が深まることにより、元気な体と心を育みます。

事業の推進に 向けて	全保育園、全小学校、全中学校で食育事業を実施できていないため、食育事業を実施できるよう推進していきます。(産業課) 学校給食で、多くの人との触れ合いの場を設定、楽しい給食を通じて好ましい人間関係づくりや正しい食事の在り方を会得するため、今後も親子ふれあい給食、バイキング給食を実施します。(学校教育課) 給食センターと連携し、栄養士による栄養指導、アレルギー対応を必要とする園児に細やかな対応をし、食の大切さを味わい、食べることは「楽しい」を伝え、豊かな人間性の形成や、心身の健全育成を図るため、乳幼児期から望ましい食生活の定着を図っていきます。(子育て支援課) 保護者の「食」に対する関心や姿勢に差があり、個別に指導が必要です。家庭での食事はその保護者、特に母親の幼少期からの食習慣が大きく影響します。今後も継続的に年齢に応じた教育・支援が必要です。また、食生活改善推進員による地域食育の普及活動を支援します。(健康推進課)
---------------	--

47. 健康教育

保護者が安心して出産・育児が行えるように、乳幼児健診等で年齢に応じた集団健康教育を行っています。また、子育て支援課から依頼され、支援センター等でも実施しています。

学校においては、喫煙や飲酒、薬物乱用などの防止、性教育やエイズ教育など、学校保健と保健所等との連携により、健康教育を充実します。

事業の推進に 向けて	子育て支援センターや児童館等の利用者も多いので、子育て支援課と連携し講座等を行います。(健康推進課) 現在学校と連携し、思春期教室等を行っていますが、今後は、喫煙や飲酒対策等の教室も検討していきます。(健康推進課・学校教育課)
---------------	--

48. 思春期保健の啓発

思春期の心身の健康を図り、命の大切さを持ってもらうよう、思春期に関する相談窓口を啓発します。

事業の推進に 向けて	相談を希望する児童生徒の増加が予想され、相談の時間や場所の確保、相談体制の一層の整備が望まれます。連携できる外部機関を選定します。(学校教育課) 現在、学校主体で、助産師を講師に招き、思春期教室を市保健師も参加し実施しています。思春期に自分自身の身体の仕組み、男女交際、命の大切さ、自分自身も命をつくり出せる身体であることの認識、STD などについて知る機会を設けることで、望まない妊娠の防止、自殺を防ぐこと等につながるため、一層充実した性教育の実施が必要です。しかし、保護者をはじめ周囲は性教育に関し、消極的な考えや偏見が見られるため、子どもへの性に関する教育が不十分であり、対策が必要です。(健康推進課)
---------------	---

(3-2) 子育て世代の社会参加の支援

49. 子育て世代を対象とした生涯学習講座

子育て世代を対象とした育児、教養、料理、音楽、IT、健康などの講座を開催し、市民が気軽に学習に取り組めるよう支援します。

事業の推進に 向けて	事業の周知方法については、4月に発行する生涯学習ガイドと、広報及びホームページのみであることから、子育て世代に開催を周知できているかが不透明なため、周知方法について検討が必要です。ニーズに応じた講座や、地域の特性を生かした新規講座の開拓に取り組みます。(生涯学習課)
---------------	---

50. 男女共同参画社会推進のための啓発

児童向けに男女共同参画社会の大切さを教育の場で啓発します。

事業の推進に 向けて	将来、親となる児童生徒に対し、男女共同参画社会の大切さを伝えていきます。(生涯学習課)
---------------	---

51. 雇用者への啓発

学校や保育園などの行事に参加するための休暇の取得、子育てのための労働時間の短縮や労働条件の改善、NP制度の積極的な導入について、企業への啓発を行います。

事業の推進に 向けて	世論や国の政策においても被雇用者としての女性の問題意識向上は図られています。一方、本市のように中小企業が多い地域は、雇用者側の意識付けが課題です。今後は、愛知県ファミリー・フレンドリー企業への登録を促します。(産業課)
---------------	---

52. はぐみんカード

子どもとその保護者および妊娠中の方に「はぐみんカード」を配布し、協賛店舗・施設で商品の割引やドリンクサービスなど様々な特典が受けられるよう、愛知県と協働して地域社会全体で子育て家庭を支援します。

事業の推進に 向けて	広報、市ホームページ等での利用者への周知や、はぐみんカードを利用できる市内の協賛店舗数の拡充に取り組みます。(子育て支援課)
---------------	--

(3-3) 子育て支援サービスの充実

53. 地域に開かれた施設づくり

保育園にて、園だより・クラス便り・連絡帳を通じ、保護者との連携を強化します。また、パンフレット・広報・市ホームページなどによる施設の紹介や、入所希望者に対する施設見学など、それぞれの園の様子を広く市民に紹介します。また、保育園や放課後児童クラブでの、中高生の育児体験や高齢者との世代間交流、ボランティアの受け入れなど、地域に開かれた環境づくりに取り組みます。

事業の推進に 向けて

子どもの育ちにかかわる様々な機関と積極的に連携するとともに、子どもたちを保護者や地域住民とともに育てていくという視点に立って、市の行事での清須音頭の披露や、市内の特別養護老人ホームでのお年寄りとの交流など、地域に開かれた施設を目指して事業を推進します。(子育て支援課)

54. 病児・病後児保育

病児・病後児保育事業

保護者が就労しているなどの状況で、乳幼児等が病気の際に自宅での保育が困難な場合について病院や保育園等で一時的に保育や緊急対応を行います。病後児保育以外にも、病児保育ができるよう、整備を検討します。

事業の推進に 向けて

「病後児保育」は須ヶ口保育園と花水木保育園の2か所で実施しています。しかし、女性の社会進出に伴い体調不良となった児童を預かる病児保育を望む声が多くあります。そうしたニーズに応えるため、医療施設併設型の病児保育の開設を推進します。(子育て支援課)

55. 保育園での一時預かり

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行います。実施している4保育園以外での一時預かり事業実施を検討します。

事業の推進に 向けて

一時的保育は、西枇杷島保育園、本町保育園、桃栄保育園、ネギヤ保育園の4園で実施しています。一時的保育のニーズは多く、今後はさらに他園での実施を検討します。(子育て支援課)

56. 通常保育の充実

保護者の就労または疾病等により、家庭において保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育園で保育します。

事業の推進に 向けて

保護者の多様な就労形態により保育ニーズも様々です。これまで、市では保育園の整備や適正配置を進める一方、市内全ての保育園で延長保育、乳児保育を実施しています。しかし、低年齢児の保育園入所率が増加傾向にあるため、利用者の利便性の向上のために、より身近な保育園における受け入れ体制の充実を図ります。(子育て支援課)

57. 幼稚園での預かり保育

一時預かり事業

幼稚園において、教育時間終了後に保護者の希望に応じ、午後からの保育や夏休みなど長期休暇中の保育を実施します。

事業の推進に 預かり保育利用者は増加傾向にあるため、引き続き対応に取り組みます。(学校教育課)
向けて

58. 放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業

家庭において保護者の仕事等で昼間留守になる小学1～6年生までの児童を対象に、放課後や夏休みなどの休業中、家庭に代わる生活の場を提供します。また、放課後の父母の役割を担う支援員の質の向上を図ります。

事業の推進に 放課後の児童の預かりは、女性の社会進出によりニーズが増えて来ており、「放課後子ども教室」と連携し、ニーズ量を確保していくことが重要です。
向けて また、平成27年度から放課後児童クラブの対象児童を小学生高学年まで拡充したため、量の確保と質の向上を図ります。(子育て支援課)

59. 子育てに対する経済的な支援

子育てに関する経済的な負担が大きいことから、国の制度にもとづく各種手当の他、低所得者に配慮した保育料の設定、乳幼児医療費の助成、私立幼稚園就園奨励金及び私立高等学校授業料補助金などによる経済的な支援を継続します。また、生活保護など経済援助を必要とする家庭への就学援助を実施します。

事業の推進に 保育料の設定は、国の示す新制度に基づき、見直し検討し適正な保育料設定を予定しています。(子育て支援課)
向けて 国の制度に基づき実施する私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業は、引続き実施し、私立高等学校授業料補助金交付事業についても継続予定です。(学校教育課)生活保護受給者が微増ながら増加傾向にあり、0～18歳のいる世帯に対して必要な保護を行います。(社会福祉課)

60. 保育園・幼稚園の施設整備と統廃合・認定こども園化の検討

保育園・幼稚園の地域偏在、施設の老朽化、保育ニーズの多様化に対応するため、施設の順次整備と幼稚園・保育園の統廃合や認定こども園化について検討します。整備の優先についても同様に検討します。

事業の推進に 平成27年4月に夢の森保育園を廃園し、ネギヤ保育園へ統合します。平成28年4月に西枇杷島第2幼稚園を廃園し、西枇杷島温水プール跡地に保育園を新設します。市では、今後も子育て支援を充実させるため、保育園・幼稚園の適正配置に努めるとともに、適切な環境整備に努めます。(子育て支援課)

61. 児童関連施設の整備

児童が仲間づくりや遊びを通じて自主性や社会性を育むため、児童の活動拠点である児童館の充実を図るとともに、老朽化施設の改築を行います。

事業の推進に 向けて	平成 27 年度に新川児童センターの新築工事を行い、平成 28 年度に新川児童館から代わり、運営を開始します。 西枇杷島地区の 2 館は、小学校から距離が離れていることが課題です。 清洲児童館は昭和 54 年建設であり、建設から 35 年が経過することから、大規模な改修等についても検討します。(子育て支援課)
---------------	---

62. 保育士の研修

保育の質の向上や時代に対応できる保育を推進するため、保育士の研修や研究の充実を図ります。

事業の推進に 向けて	職員全員に研修内容を周知するため、研修参加者が報告会を開いています。学びを伝え合うという方法で、保育士の質の向上に努めます。職員一人ひとりの特性を把握し研修計画を立てていきます。(子育て支援課)
---------------	---



基本目標その4 様々な支援体制の構築と安心安全なまちづくり

ひとり親家庭や外国人家庭等、特に支援が必要な子育て家庭への支援を充実するとともに、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めます。また、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーのまちづくりを進めます。また、発達に関して配慮や支援が必要な子どもへのきめ細かな支援体制づくりを進めます。

(4-1) 児童虐待への対応

63. 発生予防

養育支援訪問事業

身近な地域での子育て交流などによる親子の閉じこもり防止、育児不安に対する相談体制の充実、育児の負担が大きい多胎児やハイリスク児などに対する各種支援体制の充実により、虐待の発生予防策を講じます。さらに、DVによる影響や、親子間の児童虐待連鎖も少なくないと言われていることから、妊娠期からアンケートを実施し支援をしていくとともに、各種教室などにおいて、精神面での支援体制の充実を図ります。母子保健推進員を養成し、官民協働による発生予防に取り組みます。

事業の推進に 向けて

気軽に相談できる場所があることを周知活動していますが、関心がなく、相談する意思がない保護者のほうが、虐待の危険があると思われれます。ハイリスク家庭に関しては、関係機関で情報交換を密に行い、見守り・連絡・支援等を行っていく必要があります。また、虐待は特別なことではなく、どこの家庭にも起こり得るものとして、事業に取り組みます。母子保健推進員を養成しており、虐待の予防、早期発見・早期対応の視点等、地域での声かけや見守り活動を推進します。(健康推進課)

64. 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図ります。

事業の推進に 向けて

複雑・多様化するケースに対し、きめ細かな対応が求められるため、必要に応じ個別ケース会議を開催し、関係機関との連携を密にし、虐待ケースへの早期対応に努めます。(子育て支援課)

65. 地域のサポート支援の啓発

広報などで児童委員・主任児童委員の紹介を行い、市民にとって親しみやすく、相談しやすい存在となるよう支援します。

事業の推進に 向けて

子育てに対するニーズの多様化・増加に伴い、関係部署・関係機関と連携し取り組みます。(社会福祉課)

66. 早期発見・早期対応

養育支援訪問事業

保育園・児童館・子育て支援センター・幼稚園・学校にて、虐待の疑いのある子どもを早期発見するため、登園時や保育・学校活動中などの機会に、子どもの心身の状況や家族の様子に十分注意して観察や情報収集に努めます。その他、健康診査時などの活用により、虐待などの早期発見に努めます。また、健診未受診児への家庭訪問を通じ、育児困難家庭や虐待などの把握・早期対応をします。

事業の推進に 向けて

関係機関と協力し、有事の際に円滑な対応ができるよう、日ごろからの情報交換、関係づくりに努めます。また、保育園入所に配慮し、児童館・子育て支援センターにおいても子どもの安全を守ります。(子育て支援課)

乳幼児健診の未受診者については、電話や手紙等で受診勧奨や、家庭訪問を行っています。しかし、直接会うことが困難な人がいるため、他課と連絡・連携し、状況把握に努めていきます。

子育て中の孤立を防ぐため、市内の子育て支援センターや児童館の紹介や、育児に困った時には乳幼児健康相談や保健師による家庭訪問など活用してもらえるよう啓発していきます。また、市役所関係職員だけでなく、母子に関わる母子保健推進員にも虐待の早期発見・早期対応の視点等について伝え、地域での見守りを強化していきます。(健康推進課)

虐待の疑いについて幼稚園又は学校から相談を受けた場合、学校教育課所管の青少年家庭教育相談員やその他関係部署と連携し、迅速に対応します。(学校教育課)

(4-2) ひとり親への支援

67. 母子家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦が、自立するための就学や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合や、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活支援をすることで、ひとり親家庭における生活の安定を図ります。

事業の推進に 向けて

受給者への長期的な生活援助が必要です。派遣対象家庭の登録者数は減少傾向にあり、母子手当現況届出時において、相談等があった場合は積極的に事業についての説明をします。(子育て支援課)

68. 母子・父子自立支援員による相談

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭等就業支援センター及び公共職業安定所等と連携のもと母子家庭などの生活の安定や子育て相談、就業に必要な技能や知識を身につけるための相談や雇用情報の提供を行います。

事業の推進に 向けて

離婚当時の母子・父子家庭は様々な面で不安定であることから、母子・父子自立支援員による相談は大きな拠り所となっています。社会情勢が厳しく母子家庭などの保護者の就労が困難なため、自立支援プログラム策定に取り組み、母子家庭等就業支援センター及び公共職業安定所等と連携し、就労・自立に向け、きめ細かい支援を行います。(子育て支援課)

69. ひとり親家庭等に対する経済的な支援

母子・父子家庭等の生活の安定と、児童の健全育成のため、「児童扶養手当（国制度）」、「愛知県遺児手当（県制度）」および「市遺児手当」を支給します。

事業の推進に 向けて	児童が心身ともに健やかに成長するよう母子・父子家庭に対して国・県制度に加えて、市独自の遺児手当を支給しています。こうした経済支援ではありますが、国や県は手当支給から就労などの自立支援に切り替えてきていることから、本市においても制度の改正を手当額の見直しも含めて検討していきます。（子育て支援課）
---------------	---

70. 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業

ひとり親家庭の母、父及び寡婦の方に対し、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、修学資金や就学支度資金など各種資金の貸付を行います。

事業の推進に 向けて	償還能力、貸付の必要性等について適切に審査したうえで貸付を行うことにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図っていきます。（子育て支援課）
---------------	--

71. 母子生活支援施設への入所

DV被害や、養育困難など、様々な事情により保護が必要な母子家庭、またはそれに準じる家庭の母子を母子生活支援施設に入所・保護し、母子の自立の促進のために生活支援を行います。

事業の推進に 向けて	入所させるまでには、様々な機関との連携をしながら、迅速かつ安全に対応していく必要があるため、関係機関との連携体制の強化に努めます。入所の希望があった際、適切に対応できるよう、日ごろから入所施設の状況などの情報収集に努めます。（子育て支援課）
---------------	--

（4-3）障がいのある児童の育成環境の充実

72. 障害福祉計画の推進

障害福祉計画に基づき、適正な福祉サービスの提供を図ります。計画内容の周知についても、より多くの市民へ周知します。

事業の推進に 向けて	障害福祉サービス・障害児通所支援利用へのニーズは増大しており、今後もサービス量の増加が見込まれるため、予算増大が予想されます。障がい児に必要な施策推進に取り組みます。（社会福祉課）
---------------	--

73. 障がい児と保護者に対する各種相談・保健指導

乳幼児期の疾病や異常を早期発見するため、発達に関する相談や言葉の遅れなどで心配のある子どもや、その保護者に対する各種の相談及び保健指導を行います。

事業の推進に 向けて	障がい児と保護者に対する継続的な各種相談・保健指導を行っていくため、保健師・母子通園施設たんぼぼ園との情報交換をより密にするなど、関係機関への情報提供を推進します。(子育て支援課) 障害福祉サービス・障害児通所支援利用のニーズ増加に伴い相談件数も増えているため、相談支援員の充実が求められています。(社会福祉課) 発達障がいなど一般的に認知されるようになり、社会的側面で子どもの発達に不安をもつ保護者がいます。また母子関係の中で遊びの経験不足から発達が阻害されている側面があり、相談件数も増加傾向です。保育園などに就園後に不安を持つ保護者もいるため、他課とも連携し相談しやすい体制を整えていきます。(健康推進課)
---------------	--

74. 母子通園施設たんぼぼ園

就学前の発達や発育に不安や心配のある子どもと保護者を対象として、親子で楽しく遊びながら言葉や身体の成長ができるように、専門の療育指導員、保育士による支援を行います。また、ニーズの拡大に対応できるよう臨床心理士やコーディネーターの配置や施設の充実を図ります。

事業の推進に 向けて	身近な地域で療育指導が受けられる施設として、療育機能の充実を図るため、より専門性の高い療育訓練・相談・支援体制の構築を目指すよう療育指導員の質の向上に努めます。(子育て支援課)
---------------	--

75. 保育所における障がい児の受入れ態勢

保育所では、集団生活の中でお子さんが自ら成長していく力を育てていけるように支援しています。

事業の推進に 向けて	年々、障がいのあるお子さんの入所が増えていきます。そのため、障がいのあるお子さんに保育士を加配するとともに、各種研修会に参加し質の向上に努めています。また、臨床心理士や青い鳥医療福祉センター職員による巡回指導・相談支援を受けています。今後、更に障がいのある園児が安心して保育を受けられるよう適切な職員配置に努めていきます。(子育て支援課)
---------------	---

76. 特別支援児への教育活動

特別な支援を必要とする幼稚園、小・中学校の幼児、児童及び生徒の適切な教育支援を行います。

事業の推進に 向けて	臨床心理士による巡回相談を実施し、発達障がい等のある幼児、児童及び生徒が安心して学校生活を送ることができるように特別支援担当教職員と連携し、適切な支援を行います。(学校教育課)
---------------	--



77. 特別児童扶養手当・障害者（児）医療費助成事業等による経済的な支援

身体または精神に障がい有する児童を養育している方に対して支給される「特別児童扶養手当」は、国や県の動向を踏まえつつ継続実施します。また、重度の障がいのために生じる特別の一助として「市障害者（児）福祉金」を支給します。その他、心身障がい児の福祉の増進を図るため、保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成する「障害者（児）医療費助成事業」を継続します。

事業の推進に 向けて	受給対象者への制度の周知を徹底するとともに、詳細についての広報等啓発に努めます。（子育て支援課） 適正な医療受診の推進に取り組みます（保険年金課） 市の単独事業である障害者福祉金については、手帳取得者の増加により、支給額が伸びています。今後も持続可能な事業としていくため、金額の改定などを検討します。（社会福祉課）
---------------	---

78. 障害者（児）タクシー利用料等補助事業

電車・バスなど通常の交通機関を利用することが困難な重度の障がい者（児）が、通院、通学のため、タクシーまたは自家用自動車を利用する場合、その料金またはガソリン代の一部を助成します。タクシー料金助成事業とガソリン費用助成事業はどちらかの選択になります。

事業の推進に 向けて	ガソリン購入費助成については、給油量（最大40ℓに対し20ℓまで）に対し助成を行うため、昨今のガソリン単価の高騰により支給金額が伸びています。今後も持続可能な事業としていくため、事業内容見直しを検討します。（社会福祉課）
---------------	--

79. 療育サポート会議

障がいのあるお子さんに対する一貫した療育支援を行うため、関係機関での情報交換や、困難事例に対する対応についての検討を行います。

事業の推進に 向けて	一貫した療育支援を受けられるよう、保護者向けに作成した「サポートブック」の普及啓発に努めます。 また、関係機関向けの研修などを行い、療育に関する知識の向上、連携強化を図ります。（子育て支援課）
---------------	---

80. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）・児童福祉法による福祉サービス

支給決定を受けた障がい児が、ホームヘルプサービス、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所などの福祉サービスを利用できます。（自己負担があります。）

事業の推進に 向けて	自閉症など手帳取得できない障がい児が増えており、またその利用ニーズも増大しており、適切な対策を実施します。（社会福祉課）
---------------	--

(4-4) 子どもを守る取組みの推進

81. 子どもの人権の尊重

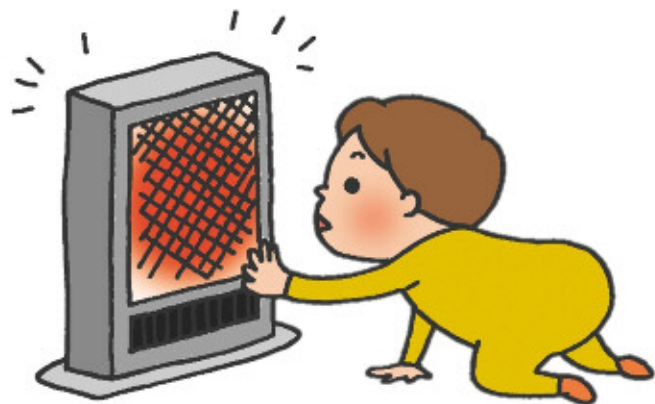
市内に住む子どもが、健やかに成長できるよう、子どもの人権を尊重し、地域全体で子どもを大切に、守っていくようなまちづくりを目指します。

事業の推進に 向けて	少子高齢化が進行している社会情勢の中、市民ニーズの変化を的確に捉え、子どもの人権の尊重を第一に考え、子育て支援の充実に取り組みます。(子育て支援課) 引き続き、人権擁護委員による学校・児童館・保育園・幼稚園での人権啓発に努めます。(社会福祉課)
---------------	--

82. 教育・保育施設における安全対策

保育園・幼稚園や学校などでは、児童や生徒を犯罪などから守るため、携帯メールの活用や、校門の閉鎖、防犯カメラの設置、防犯ブザーの携帯など安全対策に取り組みます。

事業の推進に 向けて	防犯対策として不審者対策訓練を実施します。(学校教育課) 保育園では不審者対策として、警備会社に委託していますが、さらに防犯対策を強化するため、大規模な改修工事などに合わせて、保育園施設に防犯カメラを設置します。(子育て支援課)
---------------	--



第6章 計画の推進体制

1. 計画の周知と進行管理

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「清須市子ども・子育て審議会」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

2. 推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野にわたっています。庁内関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携を更に強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、保育園・幼稚園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民をはじめ地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育園・幼稚園等をはじめ子どもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。



1. 用語解説

あ行

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

一時預かり事業

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる。

NPO（民間非営利組織：Non Profit Organization）

「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」（法第1条）することを目的として、平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行された。NPO法は、特定非営利活動法人（NPO法人）の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用するとともに、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている。

こうした中で、現在多くのNPO法人が設立認証を受け、各地で様々な活動を行っており、新たな公益活動の担い手としての期待が高まっている。

延長保育事業

通常の保育時間の前後に、延長して保育を行う事業。子ども・子育て支援新制度では「時間外保育事業」と呼ばれている。

か行

かかりつけ医

家族全員に対し、その病歴を把握した上で、的確な診察・健康相談などを行える医師。

教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所のこと。

コーホート変化率法

コーホート（同年または同期間に出生した集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

子育てサークル

子どもの育児をしている親同士が楽しく子育てができるように、子育てに関する情報交換や交流などを目的に自主的に結成されたグループ。

子育て支援センター

子育てに関する情報提供・相談・指導、子育ての学習・交流事業の実施、子育てグループの育成・支援など、地域の子育て家庭への支援を行う。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3制度のこと。

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。



さ行

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

事業所内保育施設

保護者の勤務する企業や病院などの事業所が運営し、職場内または周辺にある施設。一般の保育所では対応できない深夜や休日などの勤務に応じた保育にも対応しているケースもある。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律。

児童

法律により定義が異なり、学校教育法では満6歳～12歳までを学齢児童、児童福祉法では、満18歳未満を児童と定義する。なお、本文中では、法的、専門的な記述については「児童」、その他については「子ども」という表現を用いている。

児童館

児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の種類で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

主任児童委員

民生委員・児童委員の一部（全国で約2万1千人）は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されています。

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、平成6年1月に制度化されました。

それぞれの市町村にあって担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

少子化

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。

ショートステイ事業

保護者が疾病・出産・看護・出張・学校行事等の社会的理由や、育児不安・育児疲労による精神的負担の軽減が必要な場合などで、家庭での子どもの養育が一時的に困難となったときに、施設で数日預かる。子ども・子育て支援新制度では「子育て短期支援事業」と呼ばれている。

食育

平成17年7月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

総合計画

自治体の全ての計画の基本となる最上位計画である。おおむね10年間の地域づくりの方針を示す「基本構想」を受けて、5年程度の行政計画を示す「基本計画」、3年間程度の具体的施策を示す「実施計画」の3つを合わせて総合計画という。地域の将来像やなすべき施策や体制、プログラム等が記述されており、現行の計画は平成18年度から平成28年度までの計画である。

た行

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。



な行

認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

ニーズ

必要。要求。需要。 英語表記 (needs)

は行

パブリックコメント

市町村の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を公表し、市民だれもが意見を述べるができる機会を設け、それに対する市町村の考え方を公表していく一連の手続。

バリアフリー

障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行う。

ファミリー・サポート・センター事業

「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する。具体的には、事務所を設置し、会員同士の仲介をする。



放課後子ども教室

小学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な人々の参画を得て、子どもたちとともに行う学習やスポーツ・文化活動等の取組。緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援するもの。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭や寡婦の方々が抱えている様々な悩み事（生活上の問題、子どものこと等）や母子・寡婦福祉資金の貸し付けの相談相手となり、問題解決の支援をする。

ま行

民生委員・児童委員

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。



2. 計画策定の経緯

開催(実施)事項 期 日	内 容
平成 25 年度 第 1 回 「清須市子ども・子育て審議会」 ・開催日時 平成 25 年 5 月 30 日(木)	(1)清須市の現状及び今後の計画について (2)子ども・子育て支援新制度について (3)ニーズ調査について
平成 25 年度 第 2 回 「清須市子ども・子育て審議会」 ・開催日時 平成 25 年 8 月 29 日(木)	(1)ニーズ調査について (2)アンケート調査票について
「清須市 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査」の実施 ・実施期間 平成 25 年 9 月 30 日～10 月 25 日	
平成 25 年度 第 3 回 「清須市子ども・子育て審議会」 ・開催日時 平成 25 年 12 月 19 日(木)	(1)子ども・子育て支援新制度の概要について (2)アンケート調査について (3)次世代育成支援行動計画の事業評価について
平成 25 年度 第 4 回 「清須市子ども・子育て審議会」 ・開催日時 平成 26 年 3 月 24 日(月)	(1)子どもの人口推計及び保育ニーズ量の見込みについて (2)アンケート結果から見る「保育園・幼稚園ニーズ」について (3)アンケート結果から見る「放課後の過ごし方ニーズ」について
平成 26 年度 第 1 回 「清須市子ども・子育て審議会」 ・開催日時 平成 26 年 6 月 24 日(火)	(1)子ども・子育て支援事業計画策定について (2)グループヒアリング及びワークショップの実施結果について (3)子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果(自由意見)について (4)保育ニーズの課題について (5)子ども・子育て支援に関する各種事業等の基準の検討について
平成 26 年度 第 2 回 「清須市子ども・子育て審議会」 ・開催日時 平成 26 年 8 月 29 日(金)	(1)計画の基本的な考え方 (2)子ども・子育てを取り巻く現状 (3)計画の基本理念と基本目標 (4)子ども・子育て支援事業計画

開催(実施)事項 期 日	内 容
<p>平成 26 年度 第 3 回 「清須市子ども・子育て審議会」 ・開催日時 平成 26 年 11 月 21 日(金)</p>	<p>(1) 清須市子ども・子育て支援事業計画素案について (2) 保育料について (3) 放課後児童クラブ利用料について (4) 病児保育・病後児保育について (5) 幼稚園又は認定こども園の公募結果について</p>
<p>清須市 子ども・子育て支援事業計画案パブリックコメントの実施 ・実施期間 平成 27 年 1 月 6 日～2 月 4 日</p>	
<p>平成 26 年度 第 4 回 「清須市子ども・子育て審議会」 ・開催日時 平成 27 年 2 月 25 日(水)</p>	<p>(1) 1 号認定(教育)利用者負担額について (2) パブリックコメントでのご意見 (3) 子ども・子育て支援事業計画の確認・承認</p>



3. 子ども・子育て審議会

子ども・子育て審議会委員一覧

区分	属性	氏名	任期
学識経験者	岡崎女子大学准教授	小原 倫子	平成 25 年 4 月～
子どもの保護者	小学校保護者代表	赤尾 憲一	平成 25 年 4 月～ 平成 26 年 3 月
		武井 愛美	平成 26 年 4 月～
	放課後子ども教室保護者代表	塚本 まゆ	平成 25 年 4 月～
	児童館保護者代表	中川 裕理	平成 25 年 4 月～
	保育園保護者代表	藤田 友理	平成 25 年 4 月～ 平成 26 年 3 月
		佐藤 政子	平成 26 年 4 月～
	公立幼稚園保護者代表	荒井 正恵	平成 25 年 4 月～ 平成 26 年 3 月
		川崎 恭子	平成 26 年 4 月～
	私立幼稚園保護者代表	安藤 志乃	平成 25 年 4 月～
	子育て支援センター保護者代表	星野 好美	平成 25 年 4 月～
子育て支援に関する団体の代表者	社会福祉協議会会長	小川 禎一	平成 25 年 4 月～
	民生児童委員連絡協議会会長	村瀬 正守	平成 25 年 4 月～
	主任児童委員代表	日下部 壽子	平成 25 年 4 月～
	身体障害者福祉協会会長	花井 富士郎	平成 25 年 4 月～
	子育てネットワーカー	建部 憲子	平成 25 年 4 月～
	保育サポート「えぶろん」代表	谷 尚子	平成 25 年 4 月～
	子育て新川サポートステーション「タイム」代表	原田 晴美	平成 25 年 4 月～
	子育てボランティアふぁにいマンマ	中田 繁美	平成 25 年 4 月～
	教育委員会教育委員長	福田 一子	平成 25 年 4 月～
	小学校校長	富田 和美	平成 25 年 4 月～ 平成 26 年 3 月
久保 千聡		平成 26 年 4 月～	
事業主の代表者	清須市商工会筆頭理事	堀田 忠彦	平成 25 年 4 月～

○清須市子ども・子育て審議会条例

平成25年3月29日条例第8号

清須市子ども・子育て審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、清須市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項の規定に基づく児童福祉施設の管理運営に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づく次世代育成支援対策行動計画に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。



4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議においては、会長が議長となる。

3 審議会は、会長及び委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴き、若しくは関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 審議会に、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び臨時の委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。







「子ども・子育て支援新制度」
シンボルマーク

清須市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発行：清須市子育て支援課

〒452-8563

愛知県清須市清洲 1 丁目 6 番地 1

TEL：052-400-2911（代表）

